

第一百四十五回

参議院法務委員会会議録第二十六号

平成十一年八月六日(金曜日)

午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 荒木 清寛君
理事 鈴木 正孝君
委員 円 より子君
大森 礼子君
平野 貞夫君
阿部 正俊君
佐々木知子君
世耕 弘成君
竹山 裕君
仲道 俊哉君
吉川 芳男君
海野 敏夫君
小川 千葉 敦君
橋本 角田 義一君
福島 瑞穂君
中村 敦夫君
林 刚清君
陣内 孝雄君
細川 清君
松尾 邦弘君
吉岡 恒男君

説明員 司法制度改革審議会事務局長 稲渡 利秋君

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、商法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

そこで、今回の法改正は、商法に株式交換、株式移転方式による完全親会社の創設、設立の条項を新設することによりまして、前記の難点を回避しようとするものであります。

本法案は、九七年の独占禁止法の改正によりまして解禁された持ち株会社の設立を促進するため、その手続規定を緩和しようと/orするものであります。

現行の商法は、もともと持ち株会社を想定しておりませんから、持ち株会社化に便宜を圖るような規定はそれ自体存在しません。このため、現行法によって持ち株会社化するためには、いわゆる買取方式あるいは抜け殻方式などの方法をとる必要があります。しかし、この買取方式があるわけであります。しかし、この買取方式では債権債務の移転などに伴う面倒な手続は要し

ないものの、通常の株式公開買い付けによつては買い取りに応じない株主も出てくる、あるいは高額の対価を要求する株主も出てくる、こういったことがあるために、一〇〇%完全子会社の設立が困難であるという問題が生ずるわけであります。

また、抜け殻方式では、既存の事業会社が子会社を設立して、これに事業部門を譲渡して、みずからは事業そのものを担当せずに本社機能だけを残したいわゆる抜け殻となることによつて持ち株会社に転換するわけでありますから、容易に一〇〇%子会社をつくることができますけれども、親

会社の債権債務を子会社に移転したり、工場用地、事業用地などの事業用資産を親会社が子会社に現物出資をするという形になりますから、債権者、債務者保護のために設けられている手続があ

り、現物出資する資産の評価を厳密に行うといつます。要請から現物出資する資産の評価等につきましては、昨五日、質疑を終局いたしました。

この際、円より子君から発言を求められており、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(荒木清寛君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○円より子君 私は、ただいま可決されました商法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党

憲連合及び自由党の各派並びに各派に属しない議

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、昨五日、質疑を終局いたしております。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

事務局側 常任委員会専門員

員中村敦夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

商法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、次の事項について格度の努力をすべきである。

一 完全親会社及び完全子会社となる会社の資産が適正に評価され、株式交換比率の公正さの確保及びそれぞれの会社の債権者保護が十分に図られるように、制度の適切な運営及び具体化に当たること。

二 株式交換及び株式移転の制度の創設に伴い、親会社及び子会社の株主の権利が損なわれることのないように、親会社及び子会社に関する情報開示制度の一層の充実を図るとともに、親子会社関係に係る取締役等の責任規定の整備及び株主代表訴訟等の株主の権利の一層の充実を図ることを検討すること。

三 完全親子会社における労使協議の実効性を高めるため、労働組合法の改正問題等必要な措置をとることをも含め検討を行うこと。

四 時価評価ができる資産の範囲について周知徹底し、疑義が生じないように配慮すること。

五 企業経営の一層の健全化及び国際競争力の向上を実現するために、取締役会制度を含む会社機構の在り方について検討を行うこと。右決議する。

以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(荒木清寛君) ただいま円より子君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(荒木清寛君) 多数と認めます。よって、円より子君提出の附帯決議案は多數をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、陣内法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。陣

内法務大臣。

○國務大臣(陣内孝雄君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(荒木清寛君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(荒木清寛君) 民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

○委員長(荒木清寛君) 最初に、民法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、これに加えて補助の制度を創設するとともに、聴覚または言語機能に障害がある者が手話通訳等により公正証書遺言をすることができるようにするため、遺言の方式を改める等の目的から、民法の一部を改正しようとするものであります。その要點は次のとおりであります。

まず、禁治産及び準禁治産の制度の改正等につきましては、第一に、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、本人の行為のうち

権の対象から除外するとともに、新たに保佐人に取り消し権及び代理権を付与することとしております。

第二に、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を新設し、本人の申し立てまたは同意を要件として、当事者が申し立てた特定の法律行為について、補助人に同意権・取り消し権または代理権を付与することといたします。

第三に、家庭裁判所が選任者を成年後見人等に選任することができるようにするため、配偶者が代理権を付与することと定めることといたします。

第四に、成年後見人等は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととしております。

第五に、成年後見監督人に加えて、保佐監督人及び補助監督人の制度を新設することとしております。

第六に、任意後見人は、その事務を行うに当たり、精神上の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見契約の受任者の請求により、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることとしております。

第七に、任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関して家庭裁判所に定期的に報告をするとともに、隨時、任意後見人の事務について調査すること等を職務とし、家庭裁判所は、任意後見人に不正な行為その他不適任な事由があるときは、任意後見監督人等からの請求により、任意後見人を解任することができるることとしております。

第八に、任意後見契約が登記されている場合に監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設することを目的とするものであります。

第一に、任意後見契約において、本人は、任意後見人に対し、精神上の障害により判断能力が不足な状況における自己の生活、療養看護または財産の管理に関する事務について代理権を付与することができます。この契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときからその効力が生ずることとしております。また、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることを要することとしております。

第二に、任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見契約の受任者の請求により、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることとしております。

第三に、任意後見人は、その事務を行うに当たり、精神上の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見契約の受任者の請求により、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることとしております。

第四に、任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関して家庭裁判所に定期的に報告をするとともに、隨時、任意後見人の事務について調査すること等を職務とし、家庭裁判所は、任意後見人に不正な行為その他不適任な事由があるときは、任意後見監督人等からの請求により、任意後見人を解任することができるることとしております。

第五に、任意後見契約が登記されている場合に監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設することを目的とするものであります。

第六に、任意後見人の代理権の消滅は、登記をしないれば、善意の第三者に対抗することができないこととしております。

第七に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律外百八十の関係法律について規定の整備等を行おうとするものであります。

最後に、後見登記等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法にかかる新たな登記制度を創設し、その登記手続、登記事項の開示方法等を定めるものであります。

以上がこれらの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清宣君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

四案の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(荒木清宣君) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

○千葉景子君 この通信傍受法律案を含めて組織犯罪対策三法、審議を重ねてまいりました。その間、参考人から御意見をお聞きし、あるいは公述人からも意見をお述べいただきなど、私も大変その間新たなことを勉強させていたいたり、あるいはこれまで気づかない部分あるいは技術的な面でもやはり審議を十分に重ねていくということの意味合いというのを大変感じているところでございます。まだまだきょうも視察ということもございますけれども、そういうことを踏まえながら、また問題点、あるいは整備をしなければいけないところ、あるいは矛盾点、こういうものがさ

らに発見されてくるのではないか、そんな気がしているところでもございます。

これまでの審議を通じまして、私も何点かどうもおかしいと感するところ、あるいは問題が大きいものですから、三法というてもなかなか通信傍受にかかる問題以外の点については本当にお聞きする時間がない。ようやくこれからその他の法

律についても議論をさせていただかなきゃいけないなど、こういう状況ではないかと思っておるんですけれども、そんなことを、ちょっと時間も限られておりますが、できる限りお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

私は、この間の参考人、公述人からの御意見も大変参考になりました。組織的な犯罪とかあるいはとりわけ薬物にかかる問題などは、やはりほとんどの皆さん方が青少年あるいは一般の皆さんへの薬物の浸透などに大変懸念を感じておられるごと、そして基本的には社会のありようとかあるいは教育の問題、そういう点に大変これから考えなければいけない問題があるということ、こういうことは本当に共通な認識ではないかというふうにも思っているところです。

そして一方、公述人の皆さんからも、なかなか私は率直な、そしてそれのみずから体験などを踏まえた御意見をいただけたのではないかといふうに思っているんですが、その中で、大変私は考えなきゃいけないなと思ったことがござります。

それは宮澤公述人、大変もう刑法では私なども尊敬をする研究者でおいでござりますけれども、その宮澤公述人がこういうことをおっしゃいました。我が国と比べて市民の人権意識が大変高いヨーロッパの諸国、しかも権力国家の統治下にあって、現実に人権の抑圧などを経験したヨーロッパの多くの国です、こういう通信傍受という手法が採用されているんだ、このような現実を直視しなければいけないということをお述べになりました。

私は、これはちょっと意見が違うのでございまして。人権意識がはるかに高くというところはそのとおりだと思います。逆にそういうところだからこそ、通信傍受というような大変薬とも言われるような犯罪捜査手法、こういうものを用いたとしても、そこに大変厳しい抑止力とかそれから監視、監督できる、そういう土壤があるのでなうのが随分低くなるのではないかというふうに思っています。

だから、宮澤先生のお気持ちは、そういう国も入っているんだから、人権意識が少し足りない日本でもという意味なのかちょっとわかりませんけれども、逆にそういう意識が高いからこそ、こういうものも本当に意味では危険性の認識といふうのが随分低くなるのではないかというふうに思っています。

それに引きかえて我が国を振り返ってみますと、やっぱりヨーロッパ諸国などに比べて人権意識あるいはそれに対する国のかぎりませんけれども、逆にそういう意識が高いからこそ、こういうものも本当に意味では危険性の認識といふうのが随分低くなるのではないかというふうに思っています。

大臣にも、この間もう随分、人権問題、国際的な批判を含めてしっかりしてほしいということを私もお願いをしてまいりました。

確かに、何事も無罪の推定も働くわけですし、被疑者であろうともむやみに人権を侵害されてよろしいというわけはございませんので、その面も私はわからないではありません。しかしその一方で、通信を傍受され、そしていわば内心の秘密とされるいは外から侵害をされ、それを全く告知されないままにしてしまった。

変私はそこに危惧というものを感ぜざるを得ない。もつと抑止的あるいはチェックのあり方、こいつのものと比較しながら、この間の論議のとおりだと思います。逆にそういうところだからこそ、通信傍受というような大変薬とも言われるような犯罪捜査手法、こういうものを用いたうわけでございます。

最初に、この間、通信のいわゆる当事者に対する通知の問題、これが論議になりました。刑事局長もその際おっしゃっておられるのは、余りに、関係のないということをおかしいですけれども、いろいろな情報を通知すると、いわば傍受の目標になつた被疑者、そのプライバシーを逆に過大に明らかにすることになる、そういうお話をございました。

うふうに思つております。

最初に、この間、通信のいわゆる当事者に対する通知の問題、これが論議になりました。刑事局長もその際おっしゃっておられるのは、余りに、関係のないということをおかしいですけれども、いろいろな情報を通知すると、いわば傍受の目標になつた被疑者、そのプライバシーを逆に過大に明らかにすることになる、そういうお話をございました。

対する通知をどのように考えておられるか、そしてやっぱりこれを知らせる、通知をする、こういふことを少なくとも検討すべきではないか。大変だとかそういうところは、技術的にあるいは物理的にいろいろな手立ては工夫できる問題です。

基本的な人権という問題は、少なくとも技術論だとかあるいは手間暇だとかいう問題で片づけられることではありません。そういう意味で、この通知ということを改めて考えていかなければいけないのではないかというふうに思いますが、再度これはお尋ねしたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 今、先生のお言葉の中にもありました、非常に高度の秘密が保たれていたべき通信ということを考えると、それが傍受されるということを持つ響きが一般人としては非常に気持ち悪いという感覚、その傍受ということは葉からそういう感覺をお持ちになるということは私も十分に理解できるところであります。

ただ、その点につきましては、これは從来からいろいろ申し上げてますが、一般人の通話が信傍受法案が通りましてもそういう事態にはならないことはこれまで繰り返し御説明を申し上げてきました。罪種自体が薬物、銃器、蛇頭あるいは組織的な殺人といった極めて特異な四つの類型的重大犯罪に限られているということからお考えただいて、一般にお持ちになるそうした気持ち悪い感覺というものは、現実には一般人の通話が広く聞かれるということはないということで、そういう懸念は当たらないということは何度も申し上げてきたところであります。

ところで、傍受した通信の中で犯罪の関連性のない通信をした当事者には通知は行かないとい

うですが、どんなんことが言えるかといいますと、該当性判断のための傍受というものは通信の一部が断片的に傍受されるということになるとどまりまして、それのみの通話の記録は消去して捜査機関の手元には残さないということにこの通信傍受法案ではなっています。したがいまして、通信の秘密に対する制約という点から考えますと、傍受記録に記録されている通信の当事者の場合に比べまして、相当程度に、通信の秘密に対する制約という観点からいえば、相対的にいうふうに言えるのではないかと思ひます。

また一方で、このような場合にまで通知を行うということになりますと、これまでにも繰り返し述べてきましたが、犯罪に關係のない通信の当事者、例えば被疑者の友人、一般人にまで、あるいはその取引先などということを考えられるかと思いますが、広く通知をすることになりまして、被疑者の名譽やプライバシーを侵害する処置となることもありますが、たとえそのような被疑者とはいってもまた明らかでございます。重大な犯罪について十分な嫌疑がある場合にはこの傍受はするわけがないことはこれまで繰り返し御説明を申し上げてきました。しかし、そのような被疑者とはいってもまた明らかでございます。重大な犯罪について十分な嫌疑がある場合にはこの傍受はするわけがないことはこれまで繰り返し御説明を申し上げてきました。されば、人間にどっちが重い軽いじゃないわけですね、人間には人権というのもそれはあるかもしません。でも、どうして人権というものは、そうすると、そのバランスとか、それからそれによって起こる、今度は特定をしなければいけない、そのためにはまたプライバシーを侵害するのではないかということとも思ひます。

○千葉景子君 これは平行線になりそなところもあるんですねけれども、先ほど言ったように、これはバランスという問題ではないと思うんです。被疑者といいますか、当事者になつた者的人権というのもそれはあるかもしません。でも、どうして人権といつたものも、現状をよく御理解いただくことが重い軽いじゃなくて、それはその中で改善すべき点これが重要な眼目になるわけでございますが、その中で改善すべき点あるいは改正すべき点といふことが明らかになりますと、それはそれでこれを運用する當局といつしましても十分に配慮いたしまして、適正な運用のできるような法律に改めるべきときには改めるという姿勢は堅持していただきたいと思っております。

○千葉景子君 次に、立ち会いの問題について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

これもやっぱり、この間の論議等、それから参考人からの御意見も伺いましたが、どうも意味不明というか、一体これは何なんだというのが結局結論のような気がするんです、この議論の中で。というのは、その本来の趣旨は、多分立ち会いに行なうことは、かえつてこれらの人々のプライバシーを侵害するおそれも新たに出てくるということともつけ加えて申し上げておきたいところでございます。

ただ、何らかの形での傍受記録に残らない通信の当事者に対する配慮ができないかということをございますが、私どもとしましては、この法案の二十九条に国会への報告というのがござります。この中でどういう傍受の実施状況にあるのか

するということを比較的詳細に報告をしたいと思ってこの点について一つ二つ申し上げますと、結局

をしなきゃいけない。しかし今回の法案はそうではない。

しかし、立ち会いの制度があり、しかもかなり民間の皆さんのが負担において行われる。しかも余り権限は、逆に言えば、先ほど言ったように専門性をなかなか持たないので、そう大きな権限というわけにもいかない。したがって、重大な義務を負わすわけにもいかない。

そうすると、何か立ち会いとはいながら、結局は負担ばかり多くて、一私人としては、あるいは民間人として、負担は多いけれども、自分は何をやつておるんだという立場に置かれてしまうのではないか。

制度上は確かに、後から何か損害賠償請求されたりあるいは刑事訴追を受けたり、あるいは何か大変恐ろしい目に遭つたりするはずはない。はずはないというのはいいんですけれども、事実として、こういう検査に立ち会つたりあるいはそれに関与したということになれば身に何かいろいろな攻撃があるのではないか、そういう不安を持つのは当然だろうと思うんです。

これだけ権限や監視の実効性というものが乏しい、しかし負担とか不安とかを民間人にこれだけ負わせてしまった立会いの制度というのは、いかにも何かやっておかないとどうも手続としておかしいと言われるのではないかというので何かとつてつけたようなそんな制度に結果的になってしまっている、中途半端で。これももう一度本当に考え直すポイントではないかというふうに思つんです。

本当に立会人の意味、効果、それからその負担、どういうふうにそれをきちっと説明されるのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 立会人の御指摘の問題

まず一つは、現在の法律案で立会人に期待されたいと思います。

まず一つは、現在の法律案で立会人に期待されている役割をここで確認的にもう一度取り上げてみたいと思います。

まず一つは、立会人の御指摘の問題

それは、まず立会人は傍受のための機器の接続が令状で許可された通信手段になされているかということの確認があります。特に、原則として通信事業者の立会いをお願いするということでございますから、この点はまさに専門家の目で見てチェックをすることになります。

それから、令状によりまして、傍受の時間等が場合もありますし、期間が三日とか七日とか十日とかというよう、それぞれの令状によって違つてきます。そうした場合に、令状によって許可された傍受の期間、時間等が遵守されているかどうかということ、これも立会人のチェックをいただく事項でございます。

また、該当性判断、すなわちスポットモニタリングのための傍受が適正な方法で行われているかということです。これも繰り返し申し上げてきましたが、スポットモニタリングのどういふやり方をするかという具体的な方法は立会人に詳細に説明がされているということが前提でございまして、立会人はその与えられた説明を頭の中に置きまして、現実にそのとおりやつているかどうかというチェックはするということでございます。

それから、傍受をした通信がすべて録音されているか、聞いているのにテープが回つていないというようなことがないかどうか、これもまた大事な点でございますが、そもそも立会人のチェックをいただく事項でございます。

また、これも重要なことです、記録の封印を

するということです。これは、カセットテープが終わりますと新しいテープに取りかえる、その都度その都度立会人にはそれに封をしてサインをするということをお願いしております。

こうした今申し上げたような立会人が果たすべき役割ということ自体をお考えいただいて、傍受の実施の適正を担保する制度としては極めて重要なことで、また意味のあることだと考えます。

それから、次に申し上げるのは、立会人には傍

受をしている通信の内容を確認するまでの役割は今回の法案では負わせておりません。これは、傍受した通信がすべてまず記録されます。その上に立会人が封印をしまして裁判官が保管する。こうしたシステムをとることによりまして、検査機関

が実際にどのような内容の傍受をしたか後から確実にチェックができるという仕組みをとることにしております。これは、検査官による傍受の実施の適正の確保ということをねらいつつ、同時に立会人の負担の軽減を図ったものということが言えようかと思います。立会人に通信の内容を聞いてもらつてわざわざ切断権を行使してもらうまでの間を求めるることは、逆な面でいいますと、立会人に過度の負担を課すということにもなりますし、関係者のプライバシーを保護するという観点からも適切ではございません。

さらに、つけ加えて申すならば、非常に専門的な検査官がそれまで膨大に積み重ねた情報の中でも内容を判断するということが適当なんですが、これをいわば素人の立会人に同じようなことをお願いするというのは、能力的にもやはり限界を超えているだろうという判断もございます。

いずれにしても、立会いの問題というのは、この法律案が論議される前に検証として通信傍受が五件実際に実施されておりますが、その際に、立会人に確かに、内容を聞き、切断権を与えたとすることでございます。ただこれは、裁判官がそのほかに通信傍受の適正な執行ということの担保の手段が乏しいものでございますから、ある意味では立会人に相当な期待をしたということでございまして、条件として、その内容を聞き、切断権を与えなさいという条件を付したということもまたお考えいただきたいと思っている次第でございます。

それから、さっき言った機器の接続、これは確かに技術的なことなんです。こういうことはむしろ技術に熟知した当事者、民間の現場におられる方にきちんとチェックを受ける。むしろこれはその人の責任というよりは権利ですね。自分の機器がとんでもないことになつては大変だ、権限と

してそういうときにきちんと立ち会つてチェックをする、むしろそういう権限の問題だらうというふうに思つてます。立会いそのものというのは、やっぱりそういうものとは別に、改めて公的にそして第三者的に、しかも内容にチェックのきくそういうシステム、制度、それが人的にもなければそれを要請するあるいは何らかの形で確保していくということで、やっぱりこの手続の厳正さというものを改めて検討する必要があるんではな

ことを中心にしますから、逆に、プライバシーの保護という意味で内容を知らせたりあるいはその中身を知つて何らかの権限を行使するということをむしろ付与することはできない、そうすると立会いの意味というのは非常に限定をされてくる。

先ほど幾つかおっしゃいました、令状による期間とか時間をきちっと守らせるとか、そういうことで全くチェックの意味がないと言つているわけではありません。しかし、冒頭から申し上げますように、これが極めて人権の一一番基本にかかわる問題ですから、手続、こういうものは厳格であり、あるいは二重三重に行われて別に何らおかしくはないわけです。そういう意味からすると、確かに一定の外的的なそういうもののチェックといふのはやり得るけれども、むしろ民間人としてはそれはやり得るけれども、むしろ民間人としてはそれ以上のことと、今は逆に確かに問題がある。だから、よく言われておりますように、なかなか日本本の制度では難しいけれども、例えば裁判所にかかる書記官であるとかそういう方に、もう少し内容にもチェックのきくような立会いあるいは監視の制度、こういうのを考える。

それから、さっき言った機器の接続、これは確かに技術的なことなんです。こういうことはむしろ技術に熟知した当事者、民間の現場におられる方にきちんとチェックを受ける。むしろこれはその人の責任というよりは権利ですね。自分の機器がとんでもないことになつては大変だ、権限としてそういうときにきちんと立ち会つてチェックをする、むしろそういう権限の問題だらうというふうに思つてます。立会いそのものというのは、やっぱりそういうものとは別に、改めて公的にそして第三者的に、しかも内容にチェックのきくそういうシステム、制度、それが人的にもなければそれを要請するあるいは何らかの形で確保していくということで、やっぱりこの手続の厳正さというのを改めて検討する必要があるんではな

中途半端なんです。民間にお願いするから私人であるにもかかわらず負担は多い、公務についているという者であればそういう職務の負担といふのはある意味では職務上の責任でもあるわけですが、民間人は負担ばかりで、そして制度としてはなかなかチェックの実効性が上がらない、こういう非常に矛盾を抱えた中途半端な制度になってしまったということが言えるのではないか。これも私は当然再検討の余地のある部分だと思いますが、御説明をお願いします。

それから、この制度でもこれだけの意味はあるんだということまでわかります。さらに、人権を守る、そして捜査の行き過ぎを防ぐ、こういう意味での制度というものを検討すべきではないですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 確かに、御指摘のように、立会人にある意味では専門家といいますか、あるいはいろいろなチェックをし得るような人が通信事業者等以外に考えられないんだろうか、そういう議論もあるところどころでございますが、今御発言の中にありました例えば裁判所の職員というのと、立会人に対する制度はどうだろうとか、あるいはこれまでの議論でも弁護士はどうかといふ発想もまた当面考えられるところでございます。その職員を立会人に対する制度はどうだろうかとか、あるいはこれまでの議論でも弁護士はどうかといつてもございました。

そうしたこともいろいろ検討事項として議論してまいりました次第でございますが、例えば裁判所といふことを考えますと、この制度のかなり大きな部分に事後的なチェックといいますか、全体的な適正の担保の一つに不服申し立ての制度、それを裁判所が原記録に基づいて関係者から情報を聞くということのももちろんあるわけございますが、傍受が適正に行われたかどうかということについて司法判断を受けるというのが現在の通信傍受法の中のかなり重要な適正担保の手続の一つでございます。つまり、裁判所というのはその段階で登場してくる、あるいはその段階で機能する、あ

るいは重要な役割を果たすことが期待されているわけでございます。

そうしたことから考えますと、傍受の現場に立ち会ってその適正な執行を監視するという役割を仮にやっていただきますと、それで裁判所の職員等が立ち会って意見も仮に言わなかつた場合を想定いたしますと、司法的な機関からの職員が一応オーバーライブしたことになりますかねないわけでございます。そういう意味では、裁判所の職員を立会わせることのマイナス面というのもまた考えざるを得ないわけでございまして、今回の法案ではそれは採用しなかつたということでございま

す。また、弁護士等の特定の職業につきましても、まず立会人の確保が難しいという物理的な問題がございます。それと同時に、弁護士が立ち会いという業務を考えた場合に、弁護士業務との比較の問題が果たして適任なのかどうかというのは、必ずしも弁護士さんだからより適任だということも言えないのではないかというようなこともあります。弁護士等の特徴については、立会人の範疇には入れなかったというような判断がござります。

現在の法案というのは、そうしたいろいろな検討を経た上で、通信事業者等を立会人の中心に据えて、これを適正の担保の一つにするということでしたわけございました。

○千葉景子君 局長の御答弁をいろいろお聞きしましたと、私が申し上げていることを別に決して否定をなさっておられるようには思えません。ただ、現在の制度上とかそれから事後的なチェックの際に裁判所なりもかかわるのだからということも、負担が過度にならないようにといふような配慮は十分にしたつもりでございます。そういう意味で、現在の制度自体が立会人にある一定の役割を果たしていくいただく、しかもそれを通信事業者に原則としてお願いしているという点について、通信事業者に一つの法律上の負担を課していられるということは間違いないことでござりますが、通信事業者の果たしている公共的な役割といふことは、本当に事業者があるわけございませんが、そういうふうに我々は考えておりまして、通信事業者等、立会人となることを予定されている方々に対しましては、ぜひその趣旨、この法案の通信傍受の重要性を御理解いただきたいと考えております。

くともそれは構わないのではないかと。それはおしゃべりでございます。

ただ、通信傍受というこの制度を考えてみますと、諸外国との比較で立会人を置いているという制度をとっている国はございません。我が國のこの通信傍受の制度を考える上で、当然外國との比較といふことも一つの重要な検討事項ではございますが、先ほどから委員御指摘のように、それぞれの国にはそれぞれの歴史があり、あるいは国民の意識があり、あるいは法律についてのいろいろな異なった仕組みがございます。

そういった中で、我が國の通信傍受制度というのをむしろプラスの思考として取り入れていいく、あるいはできるだけそういうものを遠慮しないで制度として使っていくということが私はこういう問題を考えるときの大変なところだというふうに思うんですね。やっぱり中途半端なものですから、民間人の負担ばかりになっちゃうと思いま

すよ、正直言つて。

ここも何か負担を軽減する、例えばできる限りの業務を免めらせるなど、民間の負担を軽減し、そして不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるいろんな財政的な問題もあります。そういうことも含めて、これは民間の人には何か中途半端なこういう役割を負わせるという人を使つたりする。やっぱり負担ができるだけ軽減し、そこで不安を除去する。それから、民間ですから、それによるippinesの思考として取り入れていいく、あるいはできるだけそういうものを遠慮しないで制度として使っていくということが私はこういう問題を考えるときの大変なところだといふふうに思うんですね。やっぱり中途半端なものですから、民間人の負担ばかりになっちゃうと思いま

てしまう、そういうことにすらつながりかねないという声もあるわけです。

だとすれば、これはできるだけ早く、この法案ができたらとかいうのではなくて、本当にこういふものが受け入れられるものなのか、あるいはは制度として実効性あるものなのか、その辺を通信事業者などともきちっと議論をしていただきたい、これは無理だということであれば立ち会いの制度そのものを見直す、あるいはこの法律の中でも変えていくということは考えられませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) 先日も参考人の御意見の中に、非常に小さな規模のプロバイダーの例を挙げまして、立ち会いというのが過重な負担になるとがあるんだと、場合によるとその業務そのものがとまってしまうというような不安も抱いているというような御発言がありました。

いろいろなそういう点も含めて検討してまいりましたが、改めて参考人のそういう話を聞きますと、そういった点についての十分な配慮というのがぜひ必要だなどということをまたその段階でも痛感した次第でございます。

したがいまして、今後、この法案が成立しまして通信傍受を実施するということになりますと、いろいろな機会をつかまして、そうした事業者との間の意見交換というものは本当に密にやっています。その中で、事業者の抱きたいと考えております。その中で、事業者の抱えていた具体的な問題というものを詳細にお聞きして、過度な負担がかかることのないようについて、その点は実施の段階でも十分な配慮をしていきたいと思っております。

確かに、少人数で運営しているプロバイダーということになりますと、例えば一週間、十日のメールの傍受に立会人として役割を果たしていた大だくと、というのは、客観的に無理な場合が多いのではないかと思います。その場合には、立会人のこの制度の中で必ずしも通信事業者等に固定されているわけではございませんので、かわるべき立会人といふものを事前にいろいろ手配をして、その通信事業者の立会人とチームを組んでもらつ

て、小さなプロバイダーでありますと、その接続だとかあるいはプロバイダー自体がやった方がいいような部分についてはその関係の立会人をお願いするということです」といいます。

立会いをお願いするとか、そういったことを彈力的に運用する必要があるということだろうと思います。

なお、そうしたことを実施して、やはりある程度の事例が積み重なる中で、立会人制度についてもなお検討すべき余地があるということです」といいます。

立会いを希望するとか、そういうことを弹力的に運用する必要があるということだろうと思

先ほどの通知の問題もそうですし、この立ち会いの問題なども、この法案自体がいろいろな今の現実あるいはその状態にどうも合致していない。

そういうことについて、どうですか、提案をなさった側として、出した当時と議論の中からいろいろ問題点が出てきた、こういうものにもう今まで

も率直に適切な対応をとられるという気持ちはありませんか。

○政府委員(松尾邦弘君) この通信傍受法案でございますが、これは成案を得るまでに非常に長い検討期間がございました。その期間では、もちろんその法制審の議論というのもそれに含まれるわけですが、法務当局といたしましても、

今御指摘の、例えば中小のプロバイダーの方々からのお意見を聞くということも何度もかわっておりました。

したがいまして、これまでの議論に出でましては、た基本的な問題につきましては、そうした段階で十分に把握をして法案の中にそれは反映させたつもりでございます。

ただ、この法案につきましては、衆議院の段階で修正をいたしましたということになります。修正をいたしました点につきましても、かなり多くの多くはこの論議の中で修正すべきではないかという、いろんな形から議論が行われていた事項でございました。修正された内容につきましては、原案を立案した法務当局としては非常に謙虚に受けとめている次第でございます。

また、この委員会を含めまして、これまでにいろんな議論がなされたことにつきましても、この運用に当たる我々としても、これは議論に受けとめますけれども、結論から申し上げますと、法案の中に盛り込むことはなかなか難しいということを

それについて、この法律に何かそういうことを記載しては困るとかいけないということはありますね。いかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) その点についてでございました。修正された内容につきましては、原案を立案した法務局としては非常に謙虚に受けとめている次第でございます。

申しますと、委員も御案内のとおり今までさまざまな形態のものがござります。また、その報道といふ言葉 자체をとりましてもさまざまな態様がござります。我が国では、報道機関を初めとしまして、いわゆる報道の自由とかあるいは取材の自由というふうに言うこともござりますが、これについて定めた具体的な法制は今までないということ

でございます。

通信傍受法案との関係で報道機関の意義といふことを考えておられる次第でございます。

○千葉景子君 ちょっとその点については、まだ

質問が続きますので、いろいろ確認をさせていただこうと思います。

私は、前回報道機関の問題をお尋ねさせていただきました。確かに、局長からも、報道の自由を尊重するという趣旨の御答弁はいたしました。ただし、これは本当に報道の自由、表現の自由、こういうものにかかることであります。やはりきちっとした報道の自由を

保障するという法的な担保というものが私は不可欠だろとういうふうに思ふんです。お気持ちだけではこういう問題は決して担保されるわけではありませんし、法の上できちっとそれが保障されているのかということが重要な点なわけです。

それで、私もそのときにも申し上げましたが、決して弁護士とかそういうものと職種として同じ質のものだと、そこに一緒にしろなどとは言っているつもりはありません。法的に報道機関の報道の自由というものをこの法律は決して侵すものでないんだと、それは逆に言えば基本的に当然保障されるべきものだということが明らかになること、それが私は必要だというふうに思います。

それについて、この法律に何かそういうことを記載しては困るとかいけないということはありますね。いかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) その点についてでございました。修正された内容につきましては、原案を立案した法務局としては非常に謙虚に受けとめている次第でございます。

申しますと、委員も御案内のとおり今までさまざま

な形態のものがござります。また、その報道といふ言葉 자체をとりましてもさまざまなかなりの誤解がござります。我が国では、報道機関を初めとしまして、いわゆる報道の自由とかあるいは取材の自由といふふうに言うこともござりますが、これについて定めた具体的な法制は今までないということ

てどちらしていくのかということでもさざまと申し上げましたが、活動の内容についてもどの範囲のものをとらえていくのかということにつきまして、これを一線を画していく、あるいは線引きをするということについては極めて困難であるということを言えるのではないかと思います。

これまで報道の関係で、先ほど言いましたような具体的な法則が極めて乏しいわけではありますか、そういうことが反映しているのかと思います。そういうことで、通信傍受の法案に報道ということで対応する、あるいは報道機関ということではなく規定を置くというのは非常に難しいとうとございます。

○千葉景子君 局長はそうおっしゃいますけれども、例えばこの法案は、ではほかの部分で大変明確でそして疑義がないような条文になっているかといえば、本当にそうだろかと思うんですね。例えば、この間も言われました他人間の通信という言い方でも、では本当にインターネットなどについては一体どういうふうにそこが対応するのかという問題だってあるわけです。決してこの法案全体だってもう定義が明確で、そして何ら疑義がないなどとつくられているわけじゃないですよ。だとすれば、今の報道の問題というのも大変難しいところがあることは私も別に否定はいたしません。しかし、基本的な表現の自由、報道の自由、取材の自由というものをきちっと法的には保障するんだよという精神あるいは基本的な物の考え方、そういうものを法的にあらわすということは、これからこれを適用する、あるいはそれを適用する、実施する際の大変重要な判断基準になっていくんだろうというふうに私は思つんです。そういう意味で、難しいからなかなかだめだとかそういうことを私は言ってもらつては困るといふふうに思います。その点はぜひ、法的にきちっと申します。

平成十一年八月六日

【参議院】

とした担保をつけて、そして報道機関あるいはジャーナリズム、そういう皆さんの本当の意味で健全な報道の発達というものを保障していく必要があるういうふうに思いますが、今のこの法律全体の見方も含めてどうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 法律上に報道機関に関する規定を置くことは難しいことは先ほど申し上げましたが、全体的な判断といたしましては、報道機関の報道の自由あるいは取材源の秘匿という、その重要性については我々もそれを否定しているわけではございません。前回の答弁でも、最大限の配慮を運用していく必要があるというこについては捜査機関として十分にその点は考慮するということを明確に申し上げました。

ただ、その際にも申し上げましたが、現実問題として、通信傍受が仮に実施された場合の問題として、報道の自由あるいは取材源の秘匿と通信傍受とが現実の活動として抵触する、あるいはそのバッティングの問題が起こってくるのがどの程度あるのだろうかという現実的な考慮もまた必要かと思います。

我々はその点についても報道機関の方々とさまざま議論を重ねる中で検討してまいりましたが、現実に抵触する部分というのは極めて考えにくいというふうに我々は考えております。全く例外中の例外として、例えば報道機関の一員がそういう薬物関係事犯の重要な共犯だったというようなケースは、場合によるとその報道機関の一員の自宅の電話が傍受されるということもあり得るかもしれません。しかしながら、基本的な表現の自由、報道の自由、取材の自由というものをきちっと法的には保障するんだよという精神あるいは基本的な物の考え方、そういうものを法的にあらわすということは、これからこれを適用する、あるいはそれを適用する、実施する際の大変重要な判断基準になっていくんだろうというふうに私は思つんです。

そういう意味で、難しいからなかなかだめだとかそういうことを私は言ってもらつては困るといふふうに思います。その点はぜひ、法的にきちっと申します。

平成十一年八月六日

【参議院】

では共通なものというふうに考えられないこともあります。それはなくといいんです、ない方がいいわけでもないと思いますが、そうした不安というのは現実に考えいただきますと杞憂である、ほとんどの場合が杞憂である。今申し上げたような極めて例外的な場合以外は抵触することはないというふうに考えて申し上げることができます。

そういう意味で、報道機関の報道の自由あるいは取材源の秘匿についての最大限の配慮は運用上必要だということをやつても通信傍受のシステムそのものが大きな制約をこうむることにはならないというふうに逆に我々は考えている次第でございます。

確かに、報道機関を傍受するというのはほとんどまれというか、考えにくいと。それは現実に考えにくいのかもしれない。それと法的にどうかという問題はやっぱり別です。

この間も、いろいろ技術的な問題と不可能なものと、それから法的にできるかできないかという問題が大分議論になりました。この報道機関の問題も、やっぱりそういうことが言えようかというふうに思つてます。別に現実にたくさんあるうと、あるいはあつた方がいいなどと私も決して思いませんし、規定がなくともそういうことがあります。ただそれは、あるかないかということであつて、法的には認されるか禁止されるかという問題ではない。やっぱりそこを明確にしておくと

ただそれは、あるかないかということであつて、法的には認されるか禁止されるかという問題ではない。やっぱりそこを明確にしておくと

平成十一年八月六日

【参議院】

局長は、余りそういうケースはないでしょと。それはなくといいんです、ない方がいいわけですから。ただ、やっぱり法的にそれをきちっとしておくということは否定できないでしょ。

○政府委員(松尾邦弘君) 御主張の趣旨はよくわかります。

法的にどうかという問題は、先ほど申し上げましたように、この法案の中には通信傍受の対象外にする業種として何を入れるかというところの法的な判断ということだと思いますが、その判断といつましても、これまで申し上げてきておりますが、刑事訴訟法の定めている弁護士、医者等の業種といつまでも限ることが現在の法律の立て方からしまして適当、相当であろうという判断をしております。

その判断に至った理由の中には、現実的な問題ももちろん入るわけでございまして、先ほど申し上げた、現実的にはなかなか通信傍受と報道との関係の接点というのは考えられない、考えにくいために、現実に抵触する部分とというのは極めて考えにくいと。私は毎回大変申し上げた、現実的にはなかなか通信傍受と報道との問題点をいつも質問させていただくと通告はさせていただきながら、なかなかそこへ到達しないというのが現状でございま

す。

ちょっと残された時間がありますので、何点か指摘をさせていただきますが、時間もありませんので、これもまた御答弁をちょっとトータルにしにござりますが、そういうふうに思つていただきながら、またこれは継続をさせていた

だきたいというふうに思つてます。それ以外のケースだとなかなか考え方にくいということです。報道機関の側からしますと、捜査機関がこういうふうになります。それが、あるかないかということが法律というか、こういう人権に大変重要な問題がかかる、とりわけ憲法の理念などにも大きくかかわる問題については重要なんだろうというふうに思つてます。

組織犯罪三法などの中、組織犯罪の処罰、それからマネーロンダリングの規制、この趣旨は別に私は否定するものではありません。マネーロンダリングについて、それを規制していくという

ことは私も容認をしているものでござります。

ただ、この法案が本当にそれをきちっと適切に規制できる法案になつてゐるのか、何かむしろざるを広げて水がざつとこぼれ落ちちゃう、どうもそういう嫌いがあるのでないかという感じもいたします。

それから、組織的な犯罪の処罰、これを重くしようということなんですねけれども、これが非常にあいまいである。それから、現在の刑罰法規で全く対応できないのかどうか。そういう御検討もうちょっとされないといけないのでないかといふふうに思つてます。

例えば、組織的な犯罪処罰などでは、大変日本の刑法の法定刑も幅広くとられています。上限も死刑まで刑罰を設けているものもある。だとすれば、その範囲で十分これまでも適用、運用されてきているし、それから犯罪類型も個人の犯罪あるいは一定の共犯関係、グループ関係にある犯罪、そういうものもある程度見越してその法定刑の幅広さというのも設定されているように私は考へるわけですね。何か非常に組織的犯罪の処罰と言ひながら、組織的な資金の流れ、こういうものを判断とうということは何か余り無関係に処罰規定が拡大されたり、あるいは資金の違法な流れを何かえらぶ大きな網をかけて全部根こそぎとつてしまおうと、どうもそういう法律に全体としては思えるわけです。もう少しその目的にきちっと適切に対処できるような構造に私は検討の余地が大きく言えばあるんではないかといふふうに思つてます。

ちょっと個別の問題、さらに時間をまたいただいてやらせていただきたいといふふうに思ひます

が、全体の構造としていかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) この三法案は、組織犯罪をどう抑圧していくかということが中心的な課題でございます。これを考へるに当たっては、やはり日本の現実がどうかということが最大の問題ということになりますが、さらにつけて加えるならば、例えばマネーロンダリングの関係では国際的な協力ということで日本の責めが果たせるかどうか

かということともまた一つの要素になります。

例えば、マネーロンダリングの規制の対象犯罪を今回かなり広げておりますが、諸外国ではそうした犯罪からの不法収益についてかなり厳しい規制がかかっているにもかかわらず、日本がその規制をかけないということになりますと、日本がマネーロンダリングの温床になるというようなことをござります。今申し上げたような例でも御理解いただけると思いますが、国際的な協力という点もこの点では検討すべき重要な課題ということになります。

そうした日本の現状あるいは国際的な現状といいますか、そういうことから今回の法案は緊急に対処すべき事項ということをかなり絞り込みまして、これを法案として内容に盛り込んだというか、というような御批判をこうむらないように、そういう観点から検討も十分にしたといふふうに我々は考えております。

○千葉景子君 国際的な問題というのも別に私は否定はしていないんです。それから、緊急にそいうものに對処していくこととも別に否定していいんです。ただ、それに本当に私はおかえりませんと、じゃ一体どうすればいいのかという

ことになってしまふわけでござります。この法案につきましてもペーフェクトではないと思います。ただ、我々は、よりベターな、ベストに近いところまでどこまで到達できるかという作業を繰り返していくしかないわけでございます。例えばこの立ち会い制度につきましても、これまでの議論の中からもう十分議論は出たと思

りますから、じゃ具体的にこうすればいいんだ、実現可能でしかも条文化できるペーフェクトな立会い制度というものがあるのであれば、何らか具體的な形で示していただけると、それについて非常に参考になるという気がいたします。

それでは、同じ論点をまた私も繰り返すことにならぬわけですが、ちょっと立場、見方をえての質問をいたします。

これまで、従来の捜査手法では今回の対象犯罪とされているようなものは摘発が困難なのだと

会い制度というものは何かとつつけたような制

度になつてゐるのではないか、こういう御意見もあつたわけでござります。

立ち会い制度そのものは、捜索、押収について最もかかるといふふうに思つてます。

それで、この立ち会い制度も修正によりまして、常時立ち会い、例外を認めないという形になつたわけです。これは、立会人がいなくてもまい場合を認めますと、その間に捜査官が違法なことをするのではないか、乱用が起きてはいけない

という観点から常時立ち会い原則で例外を認めないということにするわけでござります。

そうなりますと、この立ち会いにしましても、一方で立会人に切斷権を認めるべきだという議論がござります。一方で、いやいや今のこの修正案でも負担が大きいのだという反対の両極端の意見が出まして、じゃ一体どうすればいいのかということになつてしまふわけでござります。

この立会い制度につきましてはまだ順次時間の許すときにお尋ねしたいといふふうに思ひます。

ありがとうございます。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

通信傍受法案を含む組織犯罪対策三法、これは審議時間を重ねるにつれまして同じ論点が、特に通信傍受につきましては同じ論点が繰り返される傾向が顕著になってきました。いろいろそれぞれの立場があつて、お互いの立場を言い合うという形になつております。例えば、先ほどの質問で立ち会い制度一つとりまして、この修正案の立ち

う、これは刑事局長の方からも御答弁をいたしております。それで、きょうは警察庁の方にお尋ねしたいと思います。実はこれはこれまで何回か通告しておりましたけれども、時間の関係でできずにはいましたので、きょうは最初にさせていただきます。

いわゆる犯罪捜査に通信傍受という手法は必要ないのだ、従来の捜査方法で十分である。こうい

う意見があるわけです。それで、この前の公聴会で佐藤道夫元検事長の言葉に耳を傾けるべきだと御意見が出た関係もありまして、実は前からこれを聞こうと思っていましたけれども、例えば六月二十八日の東京新聞、「盜聴法は、治安が乱れ、警察力が劣つてゐる国が持つ法律だ。警察の捜査能力が高く、地域住民との信頼関係があるとすると、それは盗聴法は、犯罪捜査に盜聴など不要だ」、これは発言の要旨ですが、こういふ記事もござります。

それから、ごく最近、数日前ですか、これは日本弁護士連合会発行のパンフレットですが、これをお持ちいただきました。七月二十一日の集会の内容ですけれども、「通信傍受法(盜聴法)案」これが問題だ」ということで、いろんな方が御意見を述べられておりました。この中で佐藤道夫さんはこうすることをおっしゃつてある。「日本の社会には武士道という言葉がありますが、要するに卑怯なやり方は許さない、正々堂々と戦え、犯罪者といえども人間ではないのかと。正面から四つに組んで反省を求めて、組織の全貌を明らかにさせよ、これが日本古来の捜査方法である。」といふこと、で、いろんな見方があると思いますし、この捜査手法を否定するつもりは全くございません。

それで、佐藤さんは実は警察に対しても温かい目で見てくださつてゐるのかという気がいたしました。警察の捜査能力は高いんだということを評価してくださつて、それから地域住民との信頼

関係もあるんだと、こういふ点では積極評価してくださいまして、三十八年間検事をやって

こられた方の言葉ですから、ここもやはりさすが

に重みがあると思います。
そこで、警察能力は高いんだからこういう捜査手法は要らないんだ、こういう意見に対しまして、現場の警察の立場から御意見をいただければと思います。例えば、従来の捜査方法で十分であつたら私もこういう通信傍受という手法は要らないと考えますので、答弁は余り深くかたく考えずに現場の意見として言つていただければと思います。

○政府委員(林則清君) 佐藤先生とは非常に長期にわたってともに捜査をいたした仲であります。が、一部の先生方からはしばしば警察不信の発言ばかりといいますか、発言を聞かされておる私どもといったしましては、警察の捜査能力の高さあるいは治安のよさということについての佐藤先生の発言はまさに一服の清涼剤の感をいたしております。けであります。それとともに、実は内心じくじたるものがあるというのが偽らざる心境であります。

例えば、治安の最高責任者である警察庁長官が狙撃された事件あるいは企業幹部が殺害された事件、その他多くの国民的な関心を呼んだ重要事件が未解決であるばかりか、特に組織的犯罪につきましては末端の検挙にばかりとどまつております。の中枢部には全くと言つていいほど検挙の手が届いていないというのが実情であるからであります。

今や、二十一世紀に向けて、我が国のみならず世界が組織犯罪の脅威にさらされておるのが現状であります。その意味では、まことに失礼でありますけれども、佐藤先生が現場の検事であられたころに比べて全く隔世の感があるという方が実情であります。そして、この傾向は軽くなるどころかますます深刻になるということは国際的にも認識されておるところであります。

これらの組織的犯罪につきましては、現行の捜査手法では、末端の実行行為者を検挙することはできません。その背後にいる首謀者等の検挙というのは著しく困難であるということから、通信傍受

という捜査方法は良好な治安をこれからも維持していくためには必要不可欠なものであり、法の嚴格な要件に従つて適正に通信傍受を行うことは武士道精神に決してもとるものではないというふうに考えております。

○大森礼子君 刑事局長にもちょっとお答えいただけますでしょうか。

確かにこの盗聴という手法、私は、盗聴というのは室内傍受と通信傍受と両方含むので、この法案につきましては当然傍受という言い方をするわけですけれども、アンフェアなやり方ではないか、卑怯なやり方ではないかというふうにお考えになる方がいらっしゃるのも当然だと思います。

それから、武士道精神というのも、私、女性ですますけれども、武士道精神はわからぬところがありますが、そういう精神であるならばそういう精神を持つて仕事をしたいと思うわけですけれども、武士道精神で正々堂々とやるべきだ、このおっしゃるところは今も現場の基本精神であろうと思ひます。

ただ、この傍受という手法が捜査手法として卑劣なやり方であるからとするべきではないということについて、ちょっと御意見があれば簡単で結構ですからお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松尾邦弘君) 私も捜査の検事になりまして三十年でございますが、覚せい剤の事件を例にとりますと、今、林局長からお話をありますけれども、青少年が覚せい剤にむしばまれていく現状が片方あります。それに対して捜査が十分に機能していない、やはり組織犯罪の中核をたたけない、どうやつたらこれを抑えていけるのかというのに非常に悩ましい思いをしている一人でございます。

捜査官としてどういうことを考えるかといいますと、やっぱり捜査官として国民に対する責務を徹底させるということからいいますと、そのためには必要な方法でベストを尽くすということだらうと思います。それは現にある法律を徹底的に運用

して、ぎりぎりまで運用してそうした組織犯罪と戦つていくということ、これは当然のことだと思います。

それと同時に、改めるべきあるいはさらなくすという意味でもう一度確認させていただきます。

○政府委員(松尾邦弘君) Eメールの傍受は、プロバイダーのところにありますPOPサーバーに傍受機器を接続して行うということになります。

その際に、傍受記録としてどういう形になるのば、基本的人権に対する配慮を十分にしながらもそうした手法も取り入れていく、組織犯罪と戦うための武器もさらに新しくし鍛えていくということを考えます。それが、まさに我々もそれを遂行しているいます。そうしたこと徹底していくことがわざば捜査官の精神の中枢であろうと私は思いますので、佐藤先生がそれを武士道精神ということで言ふのであれば、まさに我々もそれを遂行している

ということです。

そうした中で、通信を傍受すること自体が卑劣な方法とかあるいは本来るべき手段じゃないんだというようなことはございません。現に世界でそうしたことが広く認知され、現実にそのよう

に機能しているということもそれまたあらわしているんだろうと私は考えている次第であります。

○大森礼子君 次に、この場面になりますと、この前ちょっと明らかでなかつたことをもう一度確認させていただくという作業も必要になるかと思ひます。

それで、法務省にお尋ねするんですが、既に何回も答弁されていることなんですかけれども、Eメールの傍受方法について再度確認させていただ

きたいと思います。

POPサーバーのメールボックスに入ったものであります。その意味では、まことに失礼でありますけれども、佐藤先生が現場の検事であられたころに比べて全く隔世の感があるという方が実情であります。そして、この傾向は軽くなるどころかますます深刻になるということは国際的にも認識されておるところであります。

これらの組織的犯罪につきましては、現行の捜査手法では、末端の実行行為者を検挙することはできません。その背後にいる首謀者等の検挙という

傍受記録ではないか、こういうとらえ方をしていらっしゃる方もおられますので、なるべく誤解を

なくすという意味でもう一度確認させていただきます。

○政府委員(松尾邦弘君) Eメールの傍受は、プロバイダーのところにありますPOPサーバーに

傍受機器を接続して行うということになります。その内

ですが、これを用ることになります。その内

容をプリントアウトした紙というものは想定して

いないということです。

その傍受記録のつくり方でございますが、POP

サーバーのところに受信する都度それをまず傍受いたします。その上で、原則としてその場で画面に立ち上げまして、該当するものしないものの選別を行つ、該当するものを今申し上げましたよ

うなフロッピーディスクのよつて電磁的な記録媒

体に落としていくことで傍受記録ができるま

す。

それから、傍受したフロッピーそのものは、これは原記録として裁判所に保管されるということになつております。

○大森礼子君 そうしますと、現場で可能なものであれば該当性判断をして傍受記録をつくるとい

うことですが、その場合、では現場から帰るとき

に捜査官が持つてるのは、一方はメールボック

スすべてを取り込んだ裁判所用の原記録、それ

から該当性判断を既にクリアした犯罪関連通信だ

けが入つたフロッピーといいますか傍受記録とい

うか、こういう形になるんでしょうか。もうイエ

ス、ノーで結構です。

○政府委員(松尾邦弘君) それはおっしゃるとおりでございます。

先日の公聴会で、村橋公述人が次の見解

を示されました。不法収益による没収された財産

は、被害者の救済や暴力団員の社会復帰、それから麻薬対策等のために利用されるのが望ましい、こういうことでございます。それで、犯罪により生じた収益を犯罪対策とか被害者救済に利用するというのは、言ってみれば組織犯罪によって荒らされた社会に対する原状回復といいますか、こういう方法であると思います。

それで、こういう村橋公述人の発想といいますか、没収したものはそういう用途に使うべきだという発想はとても大事ではないかと思うわけですが、没収された財産の使い方、こういう被害者救済とかあるいは犯罪対策とか、これに使うというやり方を真剣に検討すべきことではないかと思うのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。余り細かいお答えはできないと思いますが、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(陣内孝雄君) 委員御指摘のような御意見があつたことは私も承知いたしております。それで、没収された財産の利用の問題につきましては、没収制度の趣旨とか没収された財産の性格あるいは没収規定の運用の実情など、種々の観点からこれを検討していく必要があると思いますが、この種々の観点の中には、今委員御指摘のようにも含まるんじゃないかなと私は思っております。

○大森礼子君 通常、没収された財産というのは国庫に入るわけであります。それで、そのお金はどういう使われ方をするのか一般人はわかりません。ですから、没収された財産とそれから犯罪対策、この因果関係をつけるということは国民にとっても非常に見やすいことありますし、また組織犯罪対策の立法も国民の方に理解を得られることがあります。それから、もう一人の鈴木りえこ公述人も来てくださいました。薬物汚染が低年齢の人今まで及んでいる、こういう趣旨からの御発言でしたけれども、この方の論文で「中高生に広がる覚せい剤汚染」というのがござります。読ませていただき

ました。これまた大臣、もし機会があれば読んでいただけたら非常にいい論文だと思います。この中で、前回の私の質問の中に入れましたいわゆるダルク、薬物依存者の民間リハビリセンター、このダルクの活動についても実はこの鈴木さんの論文の中で紹介されています。ダルクは薬物依存者の社会復帰を支援する民間リハビリセンターでございます。

そして、この論文の記述の中にこういう部分がございます。近藤氏、これは設立者の近藤恒夫さんのことですが、「近藤氏は、薬物問題に関する政府の対策に懇意を募らせている。依存者の再犯率の高さが無視され、未経験者への予防ばかり強調されているからだ。」少し間を置きまして、「日本では薬物依存者の回復をサポートする困難でかつ危険な役割を、ダルクという民間施設だけが背負っている。彼らには資金がなく、その力には限界がある。」この後段は鈴木さんの御意見なんですねけれども、こういう記述がございます。そして、この論文の結びのところで、「警察や政府間の国際協力は着実に進んでいるが、密造・不正流通の根本を断つ努力を一層強化するとともに、今後の課題として薬物依存者の社会復帰に向けた支援策を充実させていくことも忘れてはならない。」こういう形で論文が結ばれてございます。

これから質問は、先ほどの没収財産のことを切り離して考えてください、一般論として申し上げます。

法務省は人権擁護を推進すべき役割があるはずです。犯罪の摘発、処罰のみならず、犯罪被害者の救済にも積極的に取り組むべきでありまして、組織犯罪対策の立法も国民の方に理解を得られることがあります。それから、もうひとつの社会復帰に向けた支援策として、薬物依存者の社会復帰を民間のダルクのみの仕事にしてよいのか、私はこう考えます。人道的見地に立ちまして、薬物依存者の社会復帰に向けた支援策を充実させるべきではないか。それで、ダルクがしてくださっている仕事というのは、これは本來国がすべきことではないかという気もするわけです。これに対して国が知らぬ顔をしていいはずがない。といって、するとすぐ補助金かという話になるんですけれども、それも含めまして、例えば大臣が、こういう本当に大変なお仕事をしてみたいと思っているのですが、いかがでしょうか。こうしたことばございませんかとか、何かできることはございませんかとか、こういう支援を申し出るのは筋ではないかなと。私は本当に大臣に行つていただきたいなという気もするんですけども、視察ということで。

こういう支援策につきまして、大臣に強く要望したいと思うのですが、いかがでしょうか。こういう支援策、将来検討しますではなくて、何か具体的に動き始めてほしいなという気がいたしました。大臣の御見解を求めます。

○國務大臣(陣内孝雄君) 今御指摘のダルクというものが民間のリハビリ施設として大きく貢献しているということは十分認識しております。

法務省もいたしましても矯正保護の分野において、こういう薬物依存者の更生のために関係部局と力を合わせて必要な措置をとつておるわけですが、この中で、先ほどの没収財産の利用のあり方、こういうのも大変関心を持つべき課題ではありますけれども、今御指摘のようなことも十分頭に置きながら、今後一層こういう対策の強化を図っていく必要があるうかと思います。

そういう中で、先ほどの没収財産の利用のあり方、こういうのも大変関心を持つべき課題ではありますけれども、今御指摘のようないくことでも十分頭に置きながら、今後一層こういう対策の強化を図っていく必要があるうかと思います。

○大森礼子君 他人事にしないでくださいね。これは、本来我が国がすべき役割だと私は思います。それから、やっぱり薬物依存者という方、こういうリハビリがこの論文の中にも困難でかつ危険な役割というふうに記載しております。危険なところへ緩いところへと流れていく、そこで洗浄しまして、それがまた表に出していくと具体的には、例えばマネーロンダリングという点をどうえましても、これはまさにボーダーレスの象徴みたいなものでございまして、国際間を規制の緩いところへ緩いところへと流れていく、そこでは、今回の中でも疑わしい取引に対する届け出の制度というふうに我々は期待しているところでございまして、これは金融監督厅に一元的にその情報が入りますが、これが捜査機関、調査機関に回付される、疑わしい、犯罪に関係すると

思われるものの情報は検査機関、調査機関も入手できるようになっております。

また、さらに条文がありまして、これを国際的な協力の中で外国の機関にも必要な場合には提供できるということになつておりますので、この点についての国際協力はなお一層進むものというふうに理解しております。

それから、そのほかに、例えば薬物事犯等におきましても現在国際協力の面で日本はなかなかその有効な摘発ができるない。したがつて、その薬物に関する組織についてその時々で必要な情報を十分に把握されていないというのが現状かと思ひます、これが今回の通信傍受という一つの検査手法が入ることによりまして、かなりの程度に前進すると思います。そういう薬物事犯の摘発についても国際協力は今非常に顕著に行われております。

そういうことにつきましても、この法案が成立しますと日本は果たすべき責めを今まで以上に果たしていくことができるというふうなことで、また期待しているところでござります。

○大森礼子君 最後の質問になりますが、盗み聞き、盗聴ということで一般的に禁止する法整備が必要ではないか、大きっぽな質問で申しわけありませんが、やっぽり日常生活がのぞかれるというものは気持ち悪いものだと思ひます。それで、この通信傍受法案について善良な一般市民が日常生活をぞかれなどという非常に不安感を持たれたわけですねけれども、その危険というのは一般に市販されている盗聴機材からも起きてくるのではないかというふうに思ひます。

それで、どうしても具体的な例が浮かばないのですけれども、やはりこういう盗聴機材というものが一般にしかも値段が安く売買されています。それが、やはりプライバシーという問題で何らかの手を打たなくてはいけない問題ではないかと思ひますが、この点について法務省、いかが考えているか、簡単で結構です。

○政府委員松尾邦弘君 現在、私人によりましてそういう盗聴機器を用いた盗聴行為というのが一般的に広く行われているのではないかというふうに言われております。またある程度それは現実のものだらうというふうに理解しております。

これをどう規制していくかということも当然重要な検討事項というになりますが、法務省といたしましてもその通信機材を抑制していく、販売を抑制していく方法があるのかどうか、あるいは生産そのものを規制していくことが可能なのかどうかという点も含めまして、それぞれ関係するところと十分な協議をしていきたいなというふうに考えております。

○大森礼子君 終わります。

○橋本敦君 私は、前回、この法案によって裁判所の通信傍受令状が出されますと通信傍受、いわゆる盗聴は、あとは執行するのは検査官憲ですかね。だから、そこで通信の秘密を侵さない、市民の人権をどう守るか、そのチェックがこの法案では十分でない、そういうおそれを指摘いたしました。

きょうはそれに関連をして、いわゆる逆探知の問題で聞きたいと思うわけであります。

逆探知は十六条で規定されておりますが、犯罪関連通信あるいは犯罪関連通信でなくとも十四条で認められるいわゆる別件事件、これについての百を超える広範な犯罪に関連する通信、そしてまた同時に、それだけではなくして、第十三条でこの電話の通信が犯罪該当通信かどうかを調べるための試し聞きということが許されますが、その試し聞きについても逆探知ができるという規定になつて、これは間違ひありませんね。

○政府委員松尾邦弘君 御指摘のとおりでござります。

○橋本敦君 しかも、重大なのは、この第十四条、別件盗聴の場合、これは傍受令状で特定された場合に許されるのかというとついて基準をつくるとか、あるいは基準があるとか、その点はどうですか。

必要としないということになっていますね。

○政府委員松尾邦弘君 法案の十六条に御指摘のような規定がござります。

○橋本敦君 ですから、まさに裁判所の令状のない強制処分が逆探知という形で、ここにかかるべき電話がだれの電話であるか、どの場所であるか、市民が知らない間に逆探知されるわけです。しかも、その逆探知される範囲というのが、まさに私が指摘したように実に広範である。犯罪関連

通信は罪名は四十を超えるし、それからさらに別件盗聴の場合は百四十を超える罪種、市民生活にも深くかかわっていく可能性がありますよ。しかも、試し聞きといって犯罪関連があるかどうかを試し聞く、それについても逆探知もやられるとなりますと、ほとんど制約のない逆探知が行われる可能性があると言つても過言ではない。

〔委員長退席、理事大森礼子君着席〕

今かかつてきましたこの通信を逆探知すべきかどうか、この判断はそこの現場で傍受している検査官具体的には警察官、この判断に任されているわけですね。

○政府委員松尾邦弘君 十六条の要件に当たるかどうかの判断でございますが、それは現場の検査官の判断ということになります。

○橋本敦君 そのとおりでしよう。ですから、全く検査官の任意の判断に任されている。それで、市民が知らない間に、ある人に電話をする、ある場所に電話をする、そうするとそこがたまたま傍受の対象、盗聴の対象になつて、何の関連もない市民自分が逆探知をされるという危険性が出てくるわけですね。その範囲が、今言ったように令状によらない处分というとこですから、これはまさに憲法三十五条、憲法二十一との関係で、憲法上重大な問題であると言わざるを得ない

とおもいます。そこで、どうしても具体的な例が浮かばないのですけれども、やはりプライバシーという問題で何らかの手を打たなくてはいけない問題ではないかと思ひますが、この点について法務省、いかが考えているか、簡単で結構です。

○政府委員松尾邦弘君 十六条にある程度具体的に判断の基準となるような文言がございますので、具体的な運用ということで多少細かく規定す

ることがあるかもしれません。今一般的な運用指針というものは必ずしも必要ではないのではないかと考えております。

○橋本敦君 答弁のとおり、客観的に羈束する基準がないんですよ。専ら検査官自体のまさににその

場の判断に任される。そして、もう一つ問題は、この逆探知をする、こういうことになりますが、その協力は正当な理由なくして拒むことができない、こういう法律の仕組みになつていますね。

○政府委員松尾邦弘君 第十六条第二項には、「通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない」ということでござりますから、御指摘のとおりです。

○橋本敦君 今かかつている通信をすぐ逆探知しないと終わっちゃうんですから、協力してくれと言われたら、正当な理由があるかどうか、どうやって議論をし判断し、それができるんですか。通信事業者は傍受していません、内容はわかりません。検査官が判断して、協力してくれと言われたら、正当な理由があるかないかそんなことを言つていてもいまから、全面的に協力させられるということになるじゃありませんか。

〔理事大森礼子君退席、委員長着席〕

ここで言う「正当な理由」というのは、どういう場合ですか。

○政府委員松尾邦弘君 前提として申し上げますと、例えば、今私の家の電話にも、だれがかけたかという逆探知の機器がついております。つまり、かかつてきた段階での番号が即ち把握できるようになつておりますので、逆探知して相手の番号を知ること自体が、通信の秘密との関係

でどの程度の配慮をすべきものなのかというのとは内容を聞く場合とはまた別途の判断があると思います。

探知する必要があるかどうかというのを通信事業者が指示をされます、あるいは協力依頼をされますが、基本的にここにあるような「正当な理由がないのに、これを拒んではならない」ということになるわけでござりますけれども、例えば、通信事業者が持っている能力を超えて協力依頼をされたような場合には当然、それはできません

ということですから、そういう場合がまさにこの正当な理由ということにならうかと思います。
○橋本敦君　だから、全部協力させられるんですよ。自分の、通信事業者の能力の範囲では全部協力させられるんです。だから、今の場合には、正当な理由がある場合は拒否できるなんというのは、これは全く法的に、そういう意味では縛束力も拘束力もないと言わざるを得ません。
それから、もう一つ重大な問題は、この十六条の第三項、この逆探知をどこでやるか。第一項では通信傍受をしている場所でやる、こう書いてあります。その場所は、裁判所の令状で傍受すべき場所は特定されますね。ところが、第三項によりますと、傍受の実施の場所以外の場所において探知をすることができる、こうなっている。これに対しても、通信事業者に対して探知する旨を告げてやれる、こうなっているんですね。この場合にも、通信事業者は前項後段の規定を準用されますから協力義務があることになる。

裁判所の傍受令状で、傍受すべき場所は令状の特定要件として、憲法の要請でも特定性は大事ですか、当然のこととして書かれているんですね。これが、傍受を実施している場所以外の場所でも逆探知ができる、これはどういうことです。
○政府委員(松尾邦弘君)　憲法には確かに令状主義といふ原則が三十五条规定あるわけでござりますが、憲法三十三条规定あるんだまことに、現行令状なくして捜索、押収ができるということです。

強制処分に付随する行為につきましては条件がありまして、新たな法益侵害と言うに足りない、要するに法益侵害ということではないという範囲内で付隨的な処分には令状は要しないというのが、これは今の憲法ないし刑事訴訟法等の基本的な考え方でございます。

したがって、傍受しているところの通信事業者に逆探知をお願いする場合は、今御指摘の十六条一項、二項なんですが、これが例えばNTTの事業者のところで傍受しております。ところが、相手がかけてきたのが携帯で、NTTドコモさんの協力を得ないとできないという場合には、まさにこの一項、二項の範囲を超えるので、その場合にNTTドコモに協力をお願いする。その場合にその協力をお願いしていくよということをこの三項に書きまして、ドコモさんのそういう情報を与えることの法的な通信の秘密の保護ということとの関係で義務を解除しているということになります。

○橋本敦君　そういうことを言つていて、傍受令状の令状による特定性と人権保障という限度を超えてどんどん進んでしまいますよ。通信事業者にとってどんぐん進んでしまいますよ。通信事業者にとってはたゞさんあるんだし、どこからかかってくるかわからないし、どこの通信を利用しているかわからぬのですから、令状は意味をなさなくて済んでしまいますよ。通信事業者も、通信事業者は前項後段の規定を準用されますから

は削除できませんが、傍受記録をつくる場合には削除する、こうなっていますが、その削除はだれが責任を持つてやるんですか。
○政府委員(松尾邦弘君)　これは捜査に当たる捜査官がその責めを負います。

○橋本敦君　その捜査官の消去が、本当にきちんと消去されたかどうか、これはどこで検証するんですか。

○政府委員(松尾邦弘君)　この法案は、御指摘のように、傍受記録に残さない通信の記録については、捜査機関の手元に残つて利用されることがないように消去すべしということが御指摘の条文にございます。これは、捜査官がその責めを負うと申し上げました。さらに、その次の第五項をごらんいただきますと、捜査官がその内容を伝達、使用することを禁じております。捜査官がこれらに規定に違反した場合には、その監督者も含めて

比べてこの問題が本当にどうなのか、これをきちんと確かめていかなければ人権侵害問題は解決しない。

この点で私は委員長に、各省の関係もありますので、当委員会と交通・情報通信委員会との連合審査をぜひやっていただきたい、やるべきだということを御協議願うことをお願いしておきます。

いかがですか。

○委員長(荒木清貴君)　理事会、理事懇で協議をいたしました。

○橋本敦君　この書かれてあるものと局長答弁と明白に違ひがあるんです。

その次の問題、消去の問題であります。

この消去につきましては二十一條に書かれております。時間がないので簡単に聞きますが、犯罪関連通信でない、それ以外の通信は、原記録から削除できませんが、傍受記録をつくる場合には削除する、こうなっていますが、その削除はだれが責任を持つてやるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君)　これは捜査に当たる捜査官がその責めを負います。

○橋本敦君　その捜査官の消去が、本当にきちんと消去されたかどうか、これはどこで検証するんですか。

○政府委員(松尾邦弘君)　この法案は、御指摘のようになります。しかし、複製コピーはこの法案で書かれていますから、その複製コピーは全部完全に及び書面も含めた、そういった複製が全部完全に消却されたということはだれが確認するんですか。これも警察ですね。

それから、もう一つ。実際に複製コピーがつくられますから、その複製コピーはこの法案で書かれていますように、複製、それから記録したものがござります。これは、捜査官がその責めを負うと申しますと、捜査官がその責めを負うと

ますと検事正の決裁といいますか、それに基づいて請求するということで、組織として責任を負うというふうにお考えいただきたいと思います。

○橋本敦君　警察が組織として責任を持つ、本当に組織のない通信部分を消去するかどうか、これが一つ。

それで、組織でやると言つけれども、だれが客観的にチェックするかというチェックの体制はないですね、法律上。ありませんね。

○政府委員(松尾邦弘君)　これは法案全体をこらんただいて、例えば原記録が裁判官に保管されまして、不服申し立て等の段階ではそれが確かに資料になるというようなことも含めまして、全体としてはそういう適正運用についての担保になつてゐるというふうに承知しております。

○橋本敦君　不服申し立てができる人というのは、傍受をしたことの傍受記録をつくりて通知される人だけですから、何度もここで議論しているように、傍受をされ、盗聴されたすべての人に通知は行かないですから、不服の申し立てようもないんですよ。だから、そのところです。チェックができるといったって、それは無理な話です。

それから、もう一つ。実際に複製コピーがつくられますから、その複製コピーはこの法案で書かれていますように、複製、それから記録したものがござります。これは、捜査官がその責めを負うと

申しますと、捜査官がその責めを負うと

またもう一つには、この傍受そのものが、請求のものをかなり高いレベルの請求権者に設定をしています。

そのものを守らざるか、重大な問題だと思います。だから、今の刑事局長の答弁と

○橋本敦君　もう時間が来ましたが、これまで警

察に任されているわけです。市民も国民も裁判所もチェックしようがない。だから、警察がひそかに情報を蓄積し消去しない、複製をひそかに保持する、あるいはメモをつくってそれを消却しないで持っている、そういうことで警察に市民情報がひそかに蓄積される。まさにアメリカの政界において政敵に対する攻撃にも使われかねないという、市民社会が実に重大な危機に陥ってくるわけでしょう。そういう意味で、私は憲法上の重大な問題がこの点でもあると思いますよ。

最後に、私は委員長にお願いしますが、今お話しの通りです。全く判断と体制は警察に任せているんですから、実際そこが具体的にどうなるかといふことも含めて、この通信傍受法案については警察行政を担当する地方行政・警察委員会との連合審査が私は不可欠だと思うんです。このことも強く要望しますので、理事会において御協議をお願いして、質問を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 先ほど申し上げましたように、協議いたします。

○橋本教君 終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

たくさん聞きたいために論点はあるんですが、前回、明快な答弁がいただけませんでした。世耕委員のつづられたペーパーに基づいて質問したことにして明快な答弁がいただけず、その後、時間が経過をしておりますので、きょうきちっと詰めさせていただきたい、明快な答弁をお聞きしたいといふふうに思っております。世耕委員のつづられたペーパーの「やってはいけない」というところで、P.T.T.、これはなぜ法律上だめなのか、御答弁をお願いします。

○政府委員(松尾邦弘君) 少し詳しく申し上げますが、本法案の第十二条をこちらいただきますと、傍受の適正を担保するために、傍受の実施をするときは通信事業者等の立会人の常時立ち会いを要求しているということになります。その上で、傍受の実施の方法及び場所は、本法案第六条によりまして、裁判官が発付する令状の記載事項

とされているところでござります。

そこで、傍受の実施場所でございますが、個別事案ごとに、裁判官がその実施が技術的に可能な場所のうち、適正な立ち会いの確保等の法的観点から判断を加えた最適の場所を決定するということになっております。したがって、傍受の実施は、通信傍受法のもとでの裁判官の法的判断として、電話交換局等通信事業者等の監視する場所において、通信手段の傍受の実施をする部分を管理者等の立ち会いのもとに行うことになります。

電話の場合で言いますと、電話交換局の主配線盤、MDFと言っていますが、または試験制御装置において傍受を行うことが法的にも技術的にも最も適切でございまして、お尋ねのP.T.T.を用いて検査機関の施設等からN.T.T.内の試験制御装置に接続して通信傍受を行うことは技術的に不可能である上に、適正な立ち会いの確保という法的な要請を満たすものでもないことから、そのような場所で傍受を行することは許されない、つまり法的にも技術的にも許されないということになります。

なお、念のために……

○福島瑞穂君 私は、今警察から、なぜ警察の中でP.T.T.で盗聴ができないかということを聞いておりません。法律上なぜP.T.T.が使えないかといふことをお聞きしたわけです。裁判所の傍受令状のことなど聞いておりません。それは裁判官がどう判断するかですから。

法律上、P.T.T.が使えないという明文上の根拠は、専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設定されておりませんので、これを用いて試験制御装置にアクセスして通話の内容をモニターすることはできません。

このことをお聞きしたわけですが、裁判所の傍受令状のことなど聞いておりません。それは裁判官がどう判断するかですから。

法律上、P.T.T.が使えないという明文上の根拠は、専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設定されておりませんので、これを用いて試験制御装置にアクセスして通話の内容をモニターすることはできません。

それから、デジタルの場合でございますと、専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設定されておりませんので、これを用いて試験制御装置にアクセスして通話の内容をモニターすることはできません。

法律上、P.T.T.が使えないといふことをお聞きください。

○政府委員(松尾邦弘君) この前もこの議論になつたわけでござりますけれども、法律上の根拠で言いますと、この法案の第六条、それから第十二条というところが今の結論を明確に示している

ません。場所と勘違いして答弁をされていらっしゃいます。

なぜですが、P.T.T.というものを使って傍受がなせできないのか、TWSはなぜできるのか。私は場所のことを聞いているではありません。

○政府委員(松尾邦弘君) N.T.T.の施設の中、きょう御観察いただくのですが、故障のときに回線の状態を確認するための試験制御装置

で操作するということになるわけですが、故障の端末で操作するということになりますけれども、この試験端末ということをございますけれども、この端末を使用しますと電話網を利用して遠隔操作によってN.T.T.内の試験制御装置に接続して操作することができます。これは技術上の問題。

ところが、アナログ回線の場合ですと、これは世耕委員からも御説明がございましたが、遠隔地からP.T.T.を使用してアクセスする場合ですと、通話が開始された後に操作を行って通信の内容をモニターすることは可能でございますが、あらかじめ傍受しようと思ってその回線につなぎますと、その当該回線の発着が不能になってしまいます。それから、デジタルの場合でございますと、その当該回線の発着が不能になってしま

ます。それから、デジタルの場合でございますと、専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設

定されておりませんので、これを用いて試験制御装置にアクセスして通話の内容をモニターすることはできません。

○福島瑞穂君 そういう意味で、技術的にこれはできない。それから、デジタルの場合でございますと、専用のP.T.T.にはそもそもモニター機能が設

定されておりませんので、これを用いて試験制御装置にアクセスして通話の内容をモニターすることはできません。

○福島瑞穂君 そういう意味で、技術的には不可能という結論が導かれるということござります。

○福島瑞穂君 私は技術のことを聞いて非常にいら立つの、法律的にどうかと聞いたときに技術的に答えられる。技術の問題と法律の問題を混同されているわけですよ。

もう一度お聞きします。

P.T.T.は法律上、場所の問題ではありません、法律上、なぜP.T.T.はできない、TWSはできるのか、端的に答えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) それは、まず初めの回

答のところで御説明したと思うんですが、法案第十二条というのは立ち会いの問題でござりますか

十二条というものは立ち会いの問題でござりますから、常時立ち会いを要求しているということです。それから、第六条は裁判官が発付する令状の記載事項が中にいろいろ盛り込まれております。そこで、個別事案ごとにその令状を審査することになりますが、その場合でも適正な立ち会いの確保等の法的観点からも判断を加え、また個別事案ごとにその実施が技術的に可能かどうかと

いうことがございます。これは、それに付随している端末で操作するということになるわけですが、これども、P.T.T.という今御質問のものはボーダーブル試験端末ということをございますけれども、この端末を使用しますと電話網を利用して遠隔操作

によってN.T.T.内の試験制御装置に接続して操作することができます。これは技術上の問題。

○福島瑞穂君 なぜP.T.T.はできないのか。私は場所のことを聞いているのではありません。

○政府委員(松尾邦弘君) 委員の御質問ですと、傍受の場所を例えれば法律でN.T.T.とかそういう事業者内というように個別に書いていくことが必要です。全然答弁になつていいですよ、松尾さん。もう一回言つてください。

○政府委員(松尾邦弘君) 委員の御質問ですと、傍受の場所を例えれば法律でN.T.T.とかそういう事業者内というように個別に書いていくことが必要です。全然答弁になつていいですよ、松尾さん。もう一回言つてください。

が、六条と十二条、これは基本的な条文ですが、そのほかに適正担保のためのいろいろな規定がございます。そうしたことをしてらんいたくと、個別にこの事業者という固有の指定の仕方を法律はしておりませんが、それはおのずと明らかでございます。それを法律に書いていないといふことは、我々はそれは当たらないといふように理解されると思います。法律の解釈の問題として当然にそれが考えられるということであれば、特別にそれが特定していよいよがしていいがそのように理解されるということになると思うんです。

○福島瑞穂君 それだとしたら、本当に法律は要らない、国会において全く歯どめができない思ひます。この間、電子メールについて転送をするとおっしゃいました。プロバイダーのところから別室に転送をして、そこで傍受するということをおっしゃいました。そうしたら同じことでは、そこ

○福島瑞穂君 それと、本当に法律は要らない、国会において全く歯どめができないと思ひます。

○政府委員(松尾邦弘君) ポータブル端末、P.T.T.というのは電子メールのときに使われるかどうかというのは、技術的には私はそれは不可能であるうと思います。

○福島瑞穂君 ごめんなさい、電話です。

○政府委員(松尾邦弘君) 電話の場合でも、先ほど申し上げましたように少なくともEメールと違いまして傍受すると想定されるところがN.T.T.なり電話の通信事業者ですから、それは通信事業者の施設内ということで行うこと以外はちょっと考えられないと思います。

○福島瑞穂君 全く論理的でないと思います。電子メールの場合は転送できて、電話の場合はN.T.T.の中しかできないというふうになぜ条文上言えるんですか。電子メールは転送するということは可能なわけですし、この間の答弁ではっきり別しゃいました。では、そこにポータブル端末を置いて電話を盗聴するということも法律上は全く問題がないわけですね。どうしてできないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 全く問題がないんじゃないことは、我々はそれは当たり前のふうに私は思います。

○福島瑞穂君 さて、全く問題があるように私は思います。

いて電話を盗聴するということも法律上は全く問題がないわけですね。どうしてできないんですか。

法律上なぜできないか言ってください。

○政府委員(松尾邦弘君) 全く問題がないんじゃないなくて、全く問題があるように私は思います。

先ほども御説明申し上げましたが、傍受の実施の場所というのは、個別事案ごとに裁判官がその実施が技術的に可能な場所のうち適正な立ち会いの確保等の法的観点からも判断を加えた最適な場所を決定する、これが六条でございます。つまり、電話の場合に通信事業者の施設とその機械を使って傍受できるのになぜほかの場所に持つてはいけないのかというようなことになります。

○福島瑞穂君 答えになっていないんですね。電子メールの場合は転送ができる。電話の場合、どこで傍受するかというのは裁判官が恐らくこう判断するだろうと、令状の発付のときに。それをこの法律の解釈の中に盛り込んでいるのです。ですから、ここは立法の機関において限定がついているというふうにはこちらは思えないんですね。どこが違うんですか、電話の場合と電子メールの場合で。

○政府委員(松尾邦弘君) 最適な場所の考え方でございますが、私は何度も御答弁申し上げたと思うのですが、プロバイダーというのは大中小いろいろなところがあります。確かに、参考人の意見等にもあります。非常に狭い事務所で我々が想定しているよりもそれがどう運用されるか私たちは監視ができるようになります。確かに、参考人の意見等にもあります。一番いいのは例えば隣の部屋があいていれば、一番いいのは例えば隣の部屋があいていれば、そこで傍受する。そういう極めて限られた場合に

うふうに裁判所が適正な場所として設定した場所に転送するということは技術的には必要ですし、それをまたやった上で傍受をする、ということが論理必然的に出てくることだと思います。

○福島瑞穂君 最適な場所ということは法律上何も書いてありません。ポータブル端末でいろいろ聞くとかそういうことはもう可能ですか。きちっと明快な答弁がいただけないんですね。つまり、きょうきちっと詰めて答弁がいただけるかと思つたんですが、同じことをしつこく聞くのは時間がもつたないと私も思いましたけれども、法律上思えないということになります。

○福島瑞穂君 答えになっていないんですね。電子メールの場合は転送ができる。電話の場合、どこで傍受するかということになります。

○政府委員(松尾邦弘君) これができないんですか。この法律上できなかとか、そういうことが何も書いてない。にもかかわらず、できなかとか、これはできるとか、例えば、この世耕さんのペーパーを使って申しわけないんですけども、この委員会の中でこれはできる。これはできないというようなことをいろいろおっしゃいます。ただ、P.T.T.ができないという法律上の根拠について、私はきょうの時点で明確に答弁をいただいたというふうに思つております。

報道機関についてのこの間の御答弁もそうですけれども、条文には報道機関は除外されていな、しかし運用については考慮するというようなことをおっしゃるわけです。しかし、条文には一切そういうものはない。ですから、国会ではそういうものは歯どめにはならない。答弁いただいてもそれがどう運用されるか私たちは監視ができるようになります。確かに、参考人の意見等にもあります。非常に狭い事務所で我々が想定しているよりもそれがどう運用されるか私たちは監視ができるようになります。確かに、参考人の意見等にもあります。一番いいのは、政治的にできないと今おっしゃるだけです。そうすると、できないといふふうにおっしゃるのは、政治的にできないと今おっしゃるだけです。法律が成立した後に、結局裁判官が令状を出せばできてしまうということになってしまふうに思います。

○福島瑞穂君 終わります。

○平野貞夫君 組織犯罪三法案の審議もおととい公聴会が終わりまして、きょうで審議時間も五十分近くになるようになります。いよいよ大詰めでございまして、衆議院のいろいろ行き過ぎとありますか審議の欠陥を補うに十分な内容のある審議が続けられてきたと思います。

調べましたところ、参議院で公聴会を終えた法案が廃案もしくは継続になった例はないようですが、これは非常に重い事実でございます。

荒木委員長さん、御苦労さまでござりますが、いよいよ有終の美をおさめるためにひとつよろしくお願いしたいと思います。

それで、きょうN.T.T.の視察に行きますけれども、交通・情報通信委員会では大手のプロバイダーの視察を行つたというふうに聞いておりま

す。そこでリアルタイムで傍受はできないというふうに見ておりましても、N.T.T.だけではなく、非常に問題になっている携帯電話、そしてプロバイダー、大手でも小規模でも結構ですが、それについての視察が必要だと思いますが、委員長、いかがですか。

○委員長(荒木清寛君) 初めてお聞きしましたので、後刻、理事会、理事懇で協議をいたします。

○福島瑞穂君 橋本委員もおっしゃいましたけれども、この委員会で緒方事件のこと、裏金の問題、それから、まだ十分聞いておりませんけれども、公安から情報が特定の政治家やいろんなところに流れ、外部に流れている、そういうこともいう極秘文書も発表されました。さまざまに問題となつております。

○委員長(荒木清寛君) で、それから、まだ十分聞いておりませんけれども、N.T.T.が持っている情報が政治家やいろんなところに流れれる、外部に流れている、そういうこともいう極秘文書も発表されました。さまざまに問題となつております。

○委員長(荒木清寛君) で、それから、まだ十分聞いておりませんけれども、N.T.T.が持っている情報が政治家やいろんなところに流れれる、外部に流れている、そういうこともいう極秘文書も発表されました。さまざまに問題となつております。

○委員長(荒木清寛君) で、それから、まだ十分聞いておりませんけれども、N.T.T.が持っている情報が政治家やいろんなところに流れれる、外部に流れている、そういうこともいう極秘文書も発表されました。さまざまに問題となつております。

○委員長(荒木清寛君) で、それから、まだ十分聞いておりませんけれども、N.T.T.が持っている情報が政治家やいろんなところに流れれる、外部に流れている、そういうこともいう極秘文書も発表されました。さまざまに問題となつております。

それで、きょうN.T.T.の視察に行きますけれども、交通・情報通信委員会では大手のプロバイ

ある政党の党首が、報道によりますれば、この通信傍受法案を中心にこれを廃案に追い込む、そのためには不信任案とか問責決議案を出すという報道がなされています。この発言が事実かどうか確認していませんが、発言が事実だとすると、一体参議院の審議権というのは何かという憲法上の大きな問題にぶつかるわけでございます。

さはざりながら、きょうの審議を聞いてみますと、反体制派、反国家的な立場で自己主張を貫こうとするのも一つの見識でございますが、私がとやかく批判する立場じゃございませんが、千葉先生なんかは運用論、これが実施された場合の問題点ということを非常に真摯に質問されていて、私も大変勉強になりました。

そういう意味で、実は東京新聞が八月一日の日曜版で、「学校の教材に役立つ大図解」という特集をしていまして、「これは非常にわかりやすい制度の解説をしております。本来は法務省もこういうPRというのをもつとやるべきだと思うんですが、その中で主要歐米諸国の通信傍受制度の比較一覧表をつくりまして、日本のこの制度が決して乱暴なものじゃない、各国に比べて非常に謙虚なものであるということをちゃんと書いてくれております。

ただし、これは共同通信の世論調査ですが、これはやはり反対論が多いということも紹介されていまして、「一つはやっぱり制度の本旨を丁寧に國民に理解してもらうことが大事だということになると」と思いますが、この大図解の一つのポイントとしてこういうことを書いておるんです。「野党、学者などから指摘される問題点の多くは「検査当局が傍受制度を誠実に運用するかどうか」という根本的な問い合わせを行なっています。強力な武器を手にする以上、誠実な運用が絶対条件になる。さら

に、「司法による厳密なチェックが機能しなければなりません」。こういうのが一つのこの新聞の結論でございます。

「指摘される主な問題点」という、いろいろ議論になっている問題が紹介されておりますが、刑事

は、警察庁長官を初め、厳正、適正に運用すると同時に、組織としてそうしたことに対応していくことが繰り返し御発言がございました。確かに運用する機関の心構えの問題というものは大変ありました。それに対しまして警察庁の方から大事でございます。

また、検査機関は、私がこんなことを言うと

あればですが、世界でもトップクラスの信頼を集めている優秀な機関だと思っております。その期待に十分にこたえてやっていくだけの力とまた組織的な体制を持っているものというふうに理解しておられます。

○平野眞夫君 先般の当委員会でも警察庁の刑事局長が、乱用をなくし誠実な運用について警察庁を挙げてやりますということをここで宣告されておりまして、私は、両刑事局長、実務者の最高責任者の決意を非常に多くして、ぜひその決意を実行していただきたいと思います。

そこで、率直に言いまして、国民の多くはこの通信傍受システムの必要性、組織犯罪防止三法の必要性というのは、私はほとんどの人が認めていいと思います。ここで反対論の立場から質問されると、この大図解の一つのポイントとして

「検査当局が傍受制度を誠実に運用するかどうか」という根本的な問い合わせを行なっているんです。強力な武器を手にする以上、誠実な運用が絶対条件になる。さらに、司法による厳密なチェックが機能しなければなりません」。こういうのが一つのこの新聞の結論でございます。

○平野眞夫君 調査項目の選定とかということはこれまでして、当面、有識者等からのヒアリングとされまして、当面、有識者等からのヒアリングが行われる予定でございます。

○平野眞夫君 調査項目の選定とかということはこれまでして、当面、有識者等からのヒアリングとされまして、当面、有識者等からのヒアリングが行われる予定でございます。

○國務大臣(陣内孝雄君) 国民の皆様にこの組織を守る重要なシステムに育っていくのだ、こういふようなことについて法務大臣、最高責任者自身がそういう諸問題的なるもので意見を集約して、この制度のPRも兼ねてそういうことをお考えになつてはいかがでございましょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) その後、委員の互選によりまして、佐藤幸治委員が会長に選出され、さらに佐藤会長の指名により竹下守夫委員が会長代理に選任されました。これに続きまして、佐藤会長の進行により、本審議会の議事規則及び議事の公開の取り扱いに関する審議が行われました。

今後の審議の日程につきましては、九月以降十二月まで月一回のペースで会議が開催されることとされまして、当面、有識者等からのヒアリングが行われる予定でございます。

○平野眞夫君 調査項目の選定とかということはこれまでして、当面、有識者等からのヒアリングが行われる予定でございます。

○平野眞夫君 調査項目の選定とかということはこれまでして、当面、有識者等からのヒアリングが行われる予定でございます。

証法上の一つの方法でなくする、これを断念することは、とりもなおさず国民のための国家の保護義務を怠ることであると、非常にこれが成立しない場合のことを危惧しております。

同時に、一体現在の我が国は法治国家であるかどうかということの警笛をなされておりますが、そこで私は、司法制度改革審議会でいわゆる法曹人、司法関係者のあり方といいますか、教育といいますか、新システムを含めて当然それが議論されると思いますが、先ほど大森先生がなかなかいきことをおっしゃった。新渡戸稲造先生の言葉を引用され、日本人は大きいことと小さいことを混同させて間違えていると、やはり大所高所からの判断、特にこういうシステムをつくるときには重箱の底からつついちゃ国の本当のシステムにならぬわけなんです。

弁護士の方が、司法試験を受けた方がたくさんいる前でこんなことを言っちゃいけませんけれども、従来のやはり法学教育といいますか司法試験制度といいのは、どうもこの新渡戸稲造さんの言

うとおりじゃなかつたかという危惧を持つわけでございまして、ぜひ今後法曹人として、そうでない人もいますが、どうもそういう人が参考人とな

るよう、大所高所から活動されている立派な方もいますが、どうもそういう人が参考人とな

るよう、これは答弁は要りません、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○中村敦夫君 まず最初に、報道機関という問題についてお聞きしたいんですが、先日の千葉景子

委員に対する松尾刑事局長の答弁の中で、報道機関の除外規定を法律に盛り込まないその理由を述べられました。報道機関は種々多様であり、どの範囲をくるのかという問題があると答えられて

います。一方で、その盗聴の運営については特殊な例外というものを挙げながら、報道機関を傍受の対象とすることは許されないと明確に断言されました。

○政府委員(松尾邦弘君) 報道内容に差異はある

にしても、今御指摘のスポーツ新聞あるいは夕刊紙等が広くあるわけでございますが、これは一般

しかし、法案には報道機関ということに対する概念規定がないわけですから、具体的な運営のイメージが明確ではないので、ちょっと具体的な問題を含めてお聞きしたいんですが、松尾さんが報道機関と言っている場合には、その機関の本社とか支社とかの施設のことを言っているんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 施設ではなくて、やはり報道の現に行っている総体といいますか、そういったところを考えております。

○中村敦夫君 そうしますと、例えば新聞記者またはその報道機関と契約して働いているようなジャーナリストとか、そういう人たちの自宅だとか携帯電話だとか、これは報道機関には含まれないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 一般に報道という場

には、新聞、ラジオ、テレビ等のメディアを通じて社会の出来事を広く知らせる目的とする

機関をいうのだろうと思いますが、これにはやは

り構成要素として当然記者という職種ももちろん

あります。

○中村敦夫君 したがいまして、その記者の持っている携帯電

話あるいは記者の自宅の電話等はいわゆる報道機

関の通信手段というふうにとらえられるかと思います。

○中村敦夫君 といいますことは、報道機関とい

うのは場所ではなくて報道のための有機的な機能

もそういった目的からいって、新聞と銘打つて

おつても例えばその実体がないような場合にはな

どある。機関紙の購読名下に金員を出してもらう

ための一つの手段にしかすぎない。社会の出来事

を広く知らせることを目的とするというのが通常

のメディア、報道機関ということがあります。

○中村敦夫君 もう少しこそ、必ずしも

かなかこれを報道機関だといふには言えない

場合もまた多いのではないかと思つております。

○中村敦夫君 その判断は大変難しいところにあ

ります。それを当局の要するに裁量に任せるか

どうかというところでは大分問題が起きると思う

んです。

○中村敦夫君 次には、報道機関は種々多様であると答えてい

るわけですが、例えば新聞社の場合、一般的に言えば朝日、毎日、読売とか大きな新聞社が

あります。これは報道機関であるうといふ

にはだれでもわかると思いますが、例えばスポー

ツ新聞というようなものは報道機関なんでしょう

か。

○政府委員(松尾邦弘君) 報道内容に差異はある

う、自主的にそういう内容、意味を持っている以

て、それはやはり報道あるいはそれを担っている

的には報道機関という理解の中に入るものと考えております。

○中村敦夫君 私は具体的に例えばということ

だつたんですが、いかがなんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体的に一々これは当たる、当たらないという判断をここですることは適当かどうかということでお答えをその点は控えさせていただきましたが、やはり一般論として言いつたところを考えております。

○政府委員(松尾邦弘君) 私は、先ほど答弁の中で線引きが非常に難しいということを申し上げました。その非常に難しい領域に近づきつつあると

いうふうに思います。そこらあたりになります

とかということもありますが、これも一応は報道機関の現行の規定であります。例えば総会屋ということですと、これまで機関紙なりそういう業界紙を発行するということを一つの業務の中に取り入れているところも多いわ

けでございますが、いろいろ一方でまた問題もござります。その機関紙自体が非常に名目的なものである。機関紙の購読名下に金員を出してもらうための一つの手段にしかすぎない。社会の出来事を広く知らせることを目的とするというのが通常のメディア、報道機関ということがあります。

○中村敦夫君 それで、新聞のことは聞きましたが、例えば報道機関としてかかわっている週刊誌、月刊誌、これはニュース専門のものもあります。その新聞と銘打つてあればここで予定している報道機関の新聞というふうに理解しても差し支えなかろうと思っています。

○中村敦夫君 それでは、新聞のことは聞きましたが、例えば報道機関としてかかわっている週刊誌、月刊誌、これはニュース専門のものもあります。私は、今申し上げましたような社会の出来事について広く取材をし、それを報道するというわけです。これも報道機関とみなしていいんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 日刊か週刊があるいは

か。

○政府委員(松尾邦弘君) 体裁、これは本質的な要素ではないように思いました。私は、今申し上げましたような社会の出来事について広く取材をし、それを報道するというふうな実体を持っている以上はやはり報道機関という範疇には当然入ってくるものだと思っております。

○中村敦夫君 確認ですけれども、週刊誌、月刊誌もその範疇に入るということですね。いや、うなづいていただければいいんです。

○政府委員(松尾邦弘君) そのとおりです。

○政府委員(松尾邦弘君) テレビ、ラジオ局、これは報道ばかりでなく娯楽も扱っているわけですが、それでも、これも一応今までの話の流れからると報道機関というふうにみなしていいわけですね。うなづいていただけば結構です。

○政府委員(松尾邦弘君) そのとおりです。

○中村敦夫君 有料衛星放送とかCATV放送局

というのもその範囲に入りますね。

○政府委員(松尾邦弘君) 一般的には入ると思

ます。

○中村敦夫君 次に、盗聴法による犯罪捜査の国

際協力について御質問します。

この法案の趣旨の中で、国際的な犯罪に対処するためには国際協力が必要で、そのための盗聴法を正当化するというふうになっていますけれども、国際的な協力のパートナーということについて、

この前、私の質問に警察庁は、アメリカの場合はFBIが相手であるというふうなお答えをもらつたわけですから、しかもそこから要求があれば傍受記録を渡すという答弁をされたわけですけれども、そんなことは法案のどこで記述されていますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 現行の刑事訴訟法でも捜査機関の入手した証拠の使い方の問題というの具体的な記述はございませんが、それを他の事件に捜査機関が捜査情報として使用し、あるいは証拠として使うということは当然の前提としてされております。傍受記録はまさに捜査機関の入手した捜査資料ということになりますので、その利用はこれまでの刑事訴訟法上の証拠の利用と異なることがないということです。

したがいまして、現在でもやっておりますが、国際的な問題でいいますと国際捜査共助法というのがございます。これは外国に出場場合はまた新しい枠がかかりますので、国際捜査共助法の要件の手続というものをクリアするという条件の中で、必要に応じて外国の捜査機関にも適用されることがあります。これは外國に出席場合はまた新しい枠がかかりますので、国際捜査共助法の要件の手続というものをクリアするという条件の中で、必要に応じて外國の捜査機関にも適用されることがあります。これは外國に出席場合はまた新しい枠がかかりますので、国際捜査共助法の要件の手続というものをクリアするという条件の中で、必要に応じて外國の捜査機関にも適用されることがあります。

○中村敦夫君 しかし、今おっしゃられた法律の中には、今まで盗聴法というものはなかったわけですから、まだ含まれていなければなりません。それを無理やりそちらへ解説で移しかえるといふとなんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 新しい法律をつくる場合にそれで必要な手当をその法律でするわけ

ですが、既存の法律の概念あるいはその法律が適用される分野については既存のものが生きてくるということでございます。これは新しい法律をつくった場合の基本的な原則でございます。

したがいまして、むしろ逆に新しい法律に特別な規定を置きますと、一般法としての刑事訴訟法じゃなくてこの特別法が適用されるということにはなってきますので、そのような理解になるかと思います。

○中村敦夫君 アメリカの盗聴法と日本のこの法

案というものは、対象範囲を含めいろいろ違います。FBIと協力するという話があるわけなんです。FBIと協力するという話になりますと、どこがどうかという具体的なマニュアルというのは今まで詰めているんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 諸外国との法事が成立した後のものについて協議を始めているとか、

あるいはこれまで協議をしたということはございません。

○中村敦夫君 これはちょっと重大な話だと思う

んです。

つまり、外国に対して日本の情報が流れるという主権の問題というものがあるので、その問題を協議なしに国際協力をすると、だから盗聴法が必要だというような、そんな乱暴な準備不足のままこんなことを始めていいんですか。これ大変大きな問題じゃないんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 基本的な問題としまして、外国と捜査共助を行う場合には既に日本はしっかりととした法律がございます。国際捜査共助法というのがございまして、この中で共助ができる場合の厳格な要件を定めております。これは捜査機関の証拠一般にも適用があるわけですが、そのによって得られた傍受記録、つまり捜査資料ですので、今回の通信傍受法が成立した場合には、それによって得られた傍受記録、つまり捜査資料でございますが、これと国際的な利用の問題はこの国が独自に考えるべきことでございまして、外國と協議して決めるというようなことではございません。

○中村敦夫君 こちらの傍受記録をFBIに渡す

ということを言わされましたか、FBIから逆に日本でこういう盗聴をしてくれという要請があつた場合、法律が違いますから、この法案にない部分についてもそれは受けるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) これはまさに国際捜査共助法の世界の話でございますが、外国からの傍受ということの捜査共助の依頼がありますと、国際捜査共助法の枠内で、例えば双罰性だと相互主義とかいろいろな要件がございます。そういう

ような規定がありまして、その要求された捜査資料が手元にありますとそれは渡すということになります。

ただ、傍受は、それぞれの国のシステムが違いますので、向こうの要請に基づいてこちらが傍受するというようなことは、この傍受法の範囲です

が、傍受法ではできないということです。

○中村敦夫君 日本ではこれ四分野に限定され

いるんです。アメリカにそれとは違うところを要

求された場合にも、盗聴はこの法律ではできない

けれども、別の規定でそれをやることです。

か。それは矛盾があるんじゃないですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 国際捜査共助の関係で

いりますと、外國の要請に基づいてこの共助法によつて傍受をするということは、この法律は予定

していいということです。

○中村敦夫君 アメリカはFBIということがわ

かりましたが、こういう盗聴法をつくるに際し

て、国際協力するにはそれなりにいろいろな国々

と多角的に詰めなきゃいけないと思うんですね

ども、こういうことを詰めている国々があるんで

しょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) それぞの国が持つて

いる通信傍受の制度そのものはかなり違います。

もう一つは、通信の秘密を侵してはならないと

いう憲法に対して例外を認めるだけの根拠に欠けているんです。公共の福祉といいますけれども、公共の福祉を担保するために人権といふものが侵害される方が大きいというようなことが大きな問題で残っているんです。

それから、麻薬、暴力団対策というところが随分強調されましたけれども、いわゆる盗聴法が既にある諸外国の実情を見ても、盗聴法によつてそれが効力を発揮しているというようなデータ、客観的な根拠、論理的根拠が全くないんです。ただキャンペーンでこれが言われている。そしてまた、それじゃ麻薬に関して日本はどういう捜査をやつてているのか、水際作戦はどうなのか、体制はどうなのかという明らかな説明がまだないわけで

す。それで盗聴法案が決め手だというのはかなり唐突だと。

そればかりか、個人のプライバシーとか産業の自由を侵すおそれが出でてきた。特にインターネットやコンピューター通信に関して電話盗聴というのを基本にした法文をかぶせてしまうというのは無理だということは、今までもうはつきりとしてきました。また、その新しい産業である関連業者たちも、つくっている側が技術に対して全くわかっていない、これからどうなるんだか大変に不安を持っているということが非常に強い意見として出てきているわけです。

ですから、今まで盗聴法がある国はそれを応用しながらいろいろ苦労しているということはありますけれども、新しくこちらはつくるんですから、これは明確にこの二つのジャンルを分けた、そういう形の法案にするのが「これは筋であるといふふうに考えます。

それから、乱用に対する不安が反対をしている人々の大きな根拠なんですが、これは緒方事件に関する警察の反省なしにこの法案を通すというものは、やっぱりこれは世論的に無理だという面があります。また、法務省、通産省、郵政省の詰め、外国同士の詰め、そして関係業者との詰めというものがどうしても十分でない。準備不足のまま、これだけ社会を縛るような法案を拙速に今国会で通してしまつといふことは私は無理がある、どうしてもこれは見送るべきだと思うんだけれども、法務大臣の見解をお伺いします。

○委員長(荒木清亮君) 法務大臣、時間がもう五分過ぎようとしておりますので、簡潔にお願いします。

○國務大臣(障内孝雄君) この法案の必要性、重要性、緊急性については十分御議論いただいております。

ぜひ一刻も早く可決、成立していただきますよう、心からお願い申し上げます。

○委員長(荒木清亮君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十一分散会

平成十一年八月二十五日印刷

平成十一年八月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局